

衆議院 厚生委員會議 第三百三十三号

平成九年六月六日(金曜日)
午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 町村 信孝君

理事 佐藤 剛男君

理事 根本 匠君

理事 山本 孝史君

理事 兒玉 健次君

安倍 晋三君

江渡 聡徳君

奥山 茂彦君

桜井 郁三君

鈴木 俊一君

田村 憲久君

松田 仁君

山下 徳夫君

赤松 正雄君

大口 善徳君

中田 宏君

梶屋 敬信君

矢上 雅義君

家西 悟君

枝野 幸男君

中川 智子君

土肥 隆一君

出席國務大臣

厚生 大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

厚生政務次官 鈴木 俊一君

厚生大臣官房長 近藤純五郎君

厚生省保健医療局長 小林 秀資君

厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君

委員外の出席者

環境庁自然保護局計画課長 鹿野 久男君

建設省建設経済局建設課長 中山 啓一君

厚生委員会調査室長 市川 喬君

委員の異動

六月六日

辞任

田村 憲久君

井上 喜一君

鴨下 一郎君

米津 等史君

同日

辞任

新藤 義孝君

赤松 正雄君

中田 宏君

丸谷 佳織君

補欠選任

新藤 義孝君

赤松 正雄君

中田 宏君

丸谷 佳織君

補欠選任

田村 憲久君

井上 喜一君

鴨下 一郎君

米津 等史君

六月六日

精神保健福祉士法案内閣提出第九〇号は本委員会に付託された。

六月五日

一般家庭から廃棄される薬剤等有害物の適正処理に関する陳情書(名古屋市中区三の九二の三の二加藤正一)(第三六四号)

合併処理浄化槽設置整備事業費国庫補助金の増額に関する陳情書(高松市番町一の八の一五高松市議会内山田徹郎)(第三六五号)

道伝子組み換え食品の安全性の確認等に関する陳情書(鹿児島市山下町一一の一鹿児島市議会内森山裕)(第三六六号)

精神障害者に対する福祉サービスの拡大に関する陳情書(名古屋市中区三の九二の三の二加藤正一)(第三六七号)

精神保健福祉士法案の早期制定に関する陳情書(仙台市青葉区木町通二の六の五三加藤裕子)(第三六八号)

ハンセン病療養者の福祉の向上等に関する陳情書(東京都東村山市本町一の二の三細淵一男)(第三六九号)

社会福祉施設推進に伴う財政援助等に関する陳情書(高松市番町一の八の一五高松市議会内山田徹郎)(第三七〇号)

児童福祉法の改悪反対に関する陳情書(大阪府中央区大手前二の五九佐々木ゆき外十五名)(第三七一号)

放課後児童健全育成事業の充実に関する陳情書(高松市番町一の八の一五高松市議会内山田徹郎)(第三七二号)

教護院に措置された児童生徒の学校教育の保障等に関する陳情書外一件(高松市番町一の八の一五高松市議会内山田徹郎外一名)(第三七三号)

母子保健事業の移譲に係る補助金の拡充に関する陳情書外一件(名古屋市中区三の九二の三の二加藤正一外一名)(第三七四号)

少子化社会への対応等に関する陳情書外一件(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内熊本哲之外一名)(第三七五号)

高齢者住宅改良に係る財源措置に関する陳情書(高松市番町一の八の一五高松市議会内山田徹郎)(第三七六号)

国民健康保険の国庫負担率の引き上げに関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会内熊本哲之)(第三七七号)

公的介護保険制度に関する陳情書(高松市番町一の八の一五高松市議会内山田徹郎)(第三七八号)

一の八の一五高松市議会内山田徹郎(第三七八号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)

精神保健福祉士法案(内閣提出第九〇号)

〇町村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本孝史君。

〇山本(孝)委員 新進党の山本孝史です。大臣、お疲れさまでございます。

きょうは、豊島の問題についてお尋ねをさせていただきます。豊島の問題についてお尋ねをさせていただきます。

昨年六月十二日の本委員会を取り上げまして、当時の厚生大臣に、ぜひ現地を見ていただき、というお願いをさせていただきました。八月に現地に赴いていただきまして、十月には、選挙の折に橋本総理が、遊説先の高松で、国としても対応していきたいということを記者会見でお述べになりました。今、住民と県との交渉の場であり、ます公害等調整委員会が進んでおりますけれども、最後の段階でなかなか難波を起しているというふう聞いております。

そこで、まず大臣にお尋ねでございますけれども、今問題になっております豊島にありますが廃棄物でございますけれども、県は二つの間違いを犯したのではないかと思います。一つは、廃棄物と判断すべきシュレッダーダストを有価物と判断し

たということが一つ。もう一点は、業者に対して適切な指導監督を怠ったのではないか。これはいずれも公調委が指摘している点でございませうけれども、こういうふうな点には二つの責任があるというふうには考えますが、厚生大臣の御見解をお伺いさせていただきますかと思ひます。

○小野(昭)政府委員 御指摘の豊島総合観光開発でございまして、昭和五十三年二月に、ミミズによります土壌改良剤化処分に限った産業廃棄物処理業の許可を取得いたしました。当初は製紙汚泥等のみを処分していたわけでございまして。昭和五十八年ごろから、金属回収と称しまして自動車のシュレッダーダスト等も持ち込んだわけでございまして、持ち込みましたシュレッダーダスト等につきましては、一部は焼却した上で金属を回収し、実際に売却をしていたという実態がござい

ます。この間、県におきましては、一、二カ月に一回程度、立入検査等を行いますが、野焼きの中止あるいは燃えがらの埋め立て禁止等につきまして改善指導もしていたわけでございまして、しかしながら、五十万トンもの廃棄物が放置されまして、その後、業者は倒産をしております。撤去が期待できない状況に至っているわけであります。結果といたしましては、兵庫県の捜査以前の香川県の対応は必ずしも十分なものではなかったと考えております。

○小泉國務大臣 豊島の問題は、私も何回か新聞やテレビでの報道、状況を見て、ああ、これはひどいものだ、不法投棄の中でも大規模なものであり、住民の方々の怒りも当然だと感じております。

今までの経緯を見ていると、行政面で立入検査したけれどもわからなかったという、県当局においても不十分な点もあったのではないかと、また、反省すべき点があったのではないかと、そう感じております。

○山本(孝)委員 県当局の対応が不十分であったのではないかと。今回の廃掃法の問題の中にも出

てきますけれども、県が立入検査をしてもなかなか指導ができない。十三年にわたって百二十回の立ち入りをしながら、今五十一万トンという状況になっている。こもやはり、なかなか問題が指摘される点だと思ふのです。

今、県の対応は十分ではなかったというふうにお述べいただいたわけですが、その結果として、住民に不安と苦痛を与えたのではないかと、住民に不安と苦痛を与えたというふうにお述べいただいております。とりわけ、二十年以上におたつて、住民の皆さんが県庁や厚生省に陳情なさっておられる、あるいはみずからお金を出して裁判をしておられる、それで撤去を訴えてこられました。この間の健康被害あるいは経済的な負担、あるいは精神的な苦痛というのは、一言では表現できないものがあるのではないかとと思ひます。

特に、御案内のとおり、瀬戸内海は風光明媚でございまして、ミカンの特産地でございまして。従来は豊島ミカンという名前が売れておりましたけれども、それでは売れないということで、小豆島ミカンというふうな名前を変えたりしております。ハマチの養殖等もできなくなりました。従事しておられた方々は島外へ今出稼ぎに出ておられる、そういう状況があります。

この県の対応のまずさが結果として住民に不安と苦痛を与えたというふうには考へるのは島外に住んでいる人間でも当然だと思ふのですけれども、この点は高松地裁判決も認めましたが、県が認めません。なぜ県が認めないのかというふうには私は不思議に思ひますけれども、こういう不安と苦痛を住民に与えたという点を県が認めない、そういう姿勢について、大臣としてどのようにお受けとめになるのでしょうか。

○小泉國務大臣 今、公害等調整委員会が話し合いが行われていると聞いております。しかし、結果として住民に不安と苦痛を与えたというところは私も否定できないと思ひます。県当局がどう判断されているかということについてはつぶさには存じておりませんが、今後、関係者の間で一日も早く

く合意が図られて、この問題が解決されるということをお望みしております。

○山本(孝)委員 第三者機関である公害等調整委員会が住民と県が代表を出して話し合っている。そこに弁護士がおられるわけで、そのことについて、今話し合いが進んでいる中で、厚生省としてどうしよう、ああこうしろという話は難しいというふうにも私も理解をしております。

ただ、昨年十二月二十六日の、住民が起こしました損害賠償請求の高松地裁の判決の中で、悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、名譽感情の毀損等による種々の精神的損害を発生させたのだというふうな地裁も認めておりまして、この点については、今、否定できないと思ふと大臣もおっしゃいました。全くそのとおりだと思ひます。

ただ、今回の委員会での質疑等もお聞きしております。また、廃棄物に関する行政あるいは清掃に関する行政は機関委任事務になっております。各都道府県がそれぞれの地域事情等に依りて対応しているわけだ、運用はそれぞれの自治体にお任せするのだという厚生省当局の御答弁が続いておられますけれども、県の判断というのはなかなかうまくいかない。今回の豊島問題でも、結局、県が判断を誤っている。もともと厚生省が指導をしていれば、今のような状態にはなっていないに違いない。

今回の公害等調整委員会の中でも県がその責任を認めないということについて、もともと厚生省として、問題解決に当たるといふふうに総理大臣も遊説先の高松でもそのような姿勢をお見せになっているわけですから、大臣としてもぜひ積極的に取り組むをしていただきたいと思ふのですけれども、いかがでございませうか。

○小泉國務大臣 第一義的には業者の責任が一番大きいと思ひます。

そして、県当局が立入調査を何回やってもわからなかったという点、こういう点も今後反省すべき材料ではないか。どのような立入検査の方法が

いいのか。

そして、ようやくこの問題の重大性を、豊島の住民のみならず、厚生省としても、県当局としても、あるいは豊島以外の多くの国民がこの問題に関心を持って廃棄物処理の重要性を認識し出してきた。今ようやく、現地におきまして、あの廃棄物を何とか無害化しよう、場合によってはあの廃棄物を資源として再生利用できるのではないかと、今この時点で話が進んでいるようでありまして、今後、一日も早く現状を回復され、関係者間で合意され、厚生省にしても、県当局にしても、二度とあのような事件が起こらないような指導なり監視なり啓発活動が必要ではないかと思つております。

○山本(孝)委員 事実関係の中で、もう一点だけ、今後の廃掃法の運用に当たって重要だと思ふ点で、今の大臣の言葉の中で気になるので申し上げたいのですけれども、立入検査をしてわからなかったという点は、わからぬはずはないのです。立入検査はわかるためにやるわけですね。百二十回もやりながら、なぜ、的確な改善命令を出す、措置命令を出す対応ができないのかということところが問題なんです。

結局、業者さんが大変に暴力的な人である、あるいは言うことを聞かないのだという状況の中で、県の係官の方がすくんでしまつて、言つてみればもうそれ以上の対応のしようがないのだという形になる。事実関係は、シュレッダーダストを持ち込んできている段階において、これはもう明らかに有価物ではない、廃棄物だ。五十万トンも積み上げればそれはもう廃棄物でしかあり得ない。非常に限られた量しか回収できないわけですから。

そういう現状がわかつていって、わからなかったという点にはあり得ない。適切な指導ができなかったという点は、まさに先ほどおっしゃったとおりなんです。

今後、いろいろ処分場の運営等で管理をしていく中において、結局、しっかりとしたことをして

それから、第二点目の土地の問題でございます
が、土地の使用料の問題につきましては、調停が
合意に向けての最終段階に入った本年四月に突然
に提起されたものと承知をいたしております。現
在、公害等調整委員会の調停のもとで、関係者間
の合意に向けてのきりぎりの調整がなされている
ところでありまして、お尋ねの点につきまして
も、重要な論点の一つになっているものと承知を
いたしております。

このような状況にあるわけでございまして、早期解決を期待する観点から、現時点では、この点につきましての言及は控えていただきたいと存じます。

○山本孝委員 お立場はわかりますので、住民の思いをぜひしっかり受けとめていただいて、県の姿勢もしっかり正していただく。県がやることなんだからということではなくて、やはり国としてのしっかりとした対応をお願いしたいと思ひます。

今、住民の意見を廃棄物行政の中にいかにして反映していくかということで、今回の法律改正の中で、業者が、廃棄物処理場を建設するに当たっては、申請に当たってまずアセスをする、アセスの結果を一緒につけて出す、それを公告縦覧する中で住民側の意見を聴取するという形になっているわけですが、このところのシステムがよくわからないのですね。県に業者が書類を持ってきた、それを公告縦覧されるのですけれども、その内容、特にアセスの内容、その結果は、これであれば住民の生活環境上の影響がないだろうということを判断した上で県としては公告縦覧をされるのかどうか、そこをまず御確認したいと思ひます。

○小野 昭 政府委員 今回の改正案におきましては、施設の設置の許可要件といたしまして、施設の設置に關します計画等が法の定める技術基準に適合しているかどうかということに加えて、各地域の生活環境保全につきまして、適正な配慮がなされていることを求めているわけでございませ

す

今御指摘のような点でございますが、公告縦覧に供するというのは、当然、都道府県に對しまして施設の設置者がアセスの結果と申請書を出してきた段階で、事前審査とかということでなく、それは書類上の不備その他は点検をいたしますが、上がつてきて正式に受け付けた段階で公告縦覧に供するという手続に入るものと考えております。

○山本(孝)委員 県はアセスの内容をどの段階でチェックされるのですか。

○小野昭政府委員 申請書に添付をされまして申請をされてきた段階で、その中身、内容等について、アセスの中身につきましては、法施行後、専門家の御意見も聞きましてその内容については指示する予定でございますが、そういうものを充たすに足しているかどうかということは、審査をしませんと要件に合致しているかどうかということが当然確認できないわけでございますので、そういう審査を経て、一定の要件に合致しているというふ

うにわかった場合には、それを公告縦覧に供するということになりま。

○山本孝委員　だとすれば、住民はそこに廃棄物処理場がつくられるという情報をいつの段階で得るということを想定してこの法律を改正してお

られますか。

○小野 昭 政府委員 廃棄物処理施設の設置許可に当たりまして提出されました申請書及び生活環境影響調査の結果が都道府県知事により公告縦覧されることから、住民は、少なくともこの段階までには施設の建設の計画を知ることが可能でございます。

この場合、申請書等が縦覧されます。一カ月間及び当該期間の満了後二週間の合わせて一カ月半の間、生活環境の保全の見地からの意見書を提出することが可能でありまして、この意見につきましては、専門家の意見も踏まえまして、都道府県においてその妥当性を判断することになるわけでございます。

○山本(孝)委員　今のお話を総合しますと、県は

申請書を受け付けて、その内容をチェックして、このアセスであれば、この基準であれば住民への影響がないだろうということで公告縦覧の手續に入るといふことですね、今のお話でいくと。違つたら言つてください。だから、県は申請を受け付ける、そこでアセスの内容をチェックする、これであれば大丈夫だろうということで公告縦覧に出す、公告縦覧の一月半の間に住民は見る機会があるだろうからきつと知るだろう、そこから始まるわけですね。

突如として建設計画を知ることになる。なぜなら、説明会も公聴会も開かないのですから、義務づけてはいないのだから、住民は知る由がない。ある日、突然として工事現場のように囲いができたりする、あるいは、突如として立て看板ができるということになるのじゃないか。それは公告縦覧の手続に入ってから一カ月半の間の、ある程度たつてからしかわからないのじゃないか。そこるところで、既にアセスはきっちりとした

事前の審査をもちろん県の中で得てから公告縦覧をしておられるのであれば、県は自信を持って、これであればつくられますよということと言っているわけですね。そこで住民側が、それじやだめだと思っているわけですか。そこで、一じやないかということをはじめたところで、一体その声はきちつと届くのですか。県は自分たちのある一種の決定をしている後から住民の声を受えて決定を覆すということは、県の姿勢としてはほとんどないのじやないか。この点をしっかりと言っていた方がいいのです。

○小野 昭 政府委員 先ほど御答弁を申し上げました中で、アセスの結果と一緒に申請書等が提出されるわけでございますが、その中身がその地域の生活環境保全上配慮されたものかどうかということ等を県が事前にチェックするというよりは、法律で定められております申請書の中身、それからアセスの内容を充足しているかどうかということ審査するわけでございます。

あらかじめ生活環境保全上の配慮がされているという判断をするわけではございませんで、公告

縦覧をいたしました後に、いろいろな御意見があるわけでございますから、その御意見も踏まえ、かつ専門家の審査も経た上で、生活環境保全上配慮されているのかどうかという最終的な判断が下されるわけでございます。

○山本孝委員 県の姿勢として、それは物すごい無責任だと思うのですね。とにかく、上がってきた、書類要件上は整っております、一応全部の調査をやっております、出しました、あなたたち、一カ月半の間に文句がなければこれでつく

りますよと。それじゃ、県は一体どこでその責任を果たすのですか。当然、公告縦覧に出す前に、県としては、この内容であれば住民に対して生活環境保全上の問題はないということで、ここへつくらせまますよということで公告縦覧するのじゃないのですか。

○小野昭 政府委員 申請者にとりましては、どういう基準をクリアしていれば施設の設置許可の申請ができるかという内容を国としてはきちんと

お示しをしないやいけないうけでありまして、これは全国一律の基準でございます。

したがって、その施設の設置者は、その全国一律の基準に合わせた形でアクセスをやり、申請書を提出するわけでございますが、その後のいわゆる告示縦覧の過程、それから、その意見も踏まえた専門家によりますいろいろなチェックの過程では、当該施設がその全国一律の基準プラスその地域の生活環境の保全に適した施設かどうかという今度は個別の審査がされるわけでございますので、そういった形で、いわゆる一律の基準をクリアしているか、それから、その施設が属します地域の生活環境に問題がないかという二重のチェックを受けるわけでございますから、私どもとしては問題がないというふうに考えております。

○山本(孝)委員 その申請を受け付けた後、全国の基準として一致している、しかし、それぞれつくられる場所によって違うだろう、専門家がそこをもう一遍見直すのだと。では、その専門家の見

直す段階で住民の意見は聞かないのですか。

○小野(昭)政府委員 住民の皆様方には、都道府県の広報等々を通じて、こういう申請がなされているということをしてできるだけ十分周知をしていただきたいと思います。私どもとしては考えておりますが、その段階で住民の皆さんからいろいろな、例えば地下水が汚染されるのではないかとといったような御不安、あるいは有害なガスが出るのではないかとというような御指摘等々の御意見をいただいた上で、当該施設がそういう不安に、住民の皆さんが思っている不安に對してこたえ得るのかどうかということがチェックをされるわけでございます。

○山本(孝)委員 今おっしゃいました住民に知らせるのだというところは、どこにも書いてないわけでしょう、法律の上では。今度は運用としておやりになるのだからうけれども。

では、県はその建設される住民の人たちに、今度こへこういうものができまふよということとは説明しなければいけない義務づけがあるのですか、あるいはいつするのですか。

○小野(昭)政府委員 都道府県知事は、告示縦覧をする義務がございます。ただ、その方法につきましましては、各都道府県のいろいろなやり方で周知する方法はあろうと思えます。例えば当該建設地域の近くの住民の皆さんに広報を、特別にお知らせを出すとか等々いろいろな方法があると思えますが、これは、各地方公共団体の従来の方式等を、従来のルート等を使いまして十分な周知が図られるように、私どもとしても法施行の段階で都道府県にお願いを申し上げたいと考えているところでございまして。

○山本(孝)委員 三十分しか時間がないので、ここでよく詰め切れないのですけれども、結局、何かとなると、あとは運用だ、これから運用指針を出します、県のそれぞれの独自の判断に任せますと、それをやるも豊島のような話になってしましますよということを書いてあるわけですか、県は住民は一体いつその建設計画を知るか、県は

そのアセスの内容を一体どこでチェックをするのか、いつの段階でチェックをするのか。自分たちが一通公告縦覧したものを、住民側からそれはおかしいのじゃないかと言われたときに、いや、専門家でどうやらちゃんとチェックしていますよ、全国基準に合っていますよということになれば、ひっくり返すということとはまずあり得ないのじゃないか。そこをきつちりとした段取りを示していただきたい。

きょうの答弁の中で、私は全然わかりません。住民の側としては、これでもって安心して建設を許可していいのだという話にはならないと思えます。こういうふうな段取りでやってきて、こうなるからこうなって、住民はここで声は出せるよ、ここで決定されたのだよ、県は、公告縦覧をしていて段階では一体そのアセスの内容は住民に対して影響があるのかないのか、どっちなんだ、どっちを言っているのだということも、きょうの答弁では全くわからない。こういう内容で私はこのまま認めるわけにはいきませんけれども、時間がありませんので、これはここでやっています、多分きょうの答弁では混乱しているままなので、きつちりとした、こういうふうな運用されていくのだということをし、しつかりとしたものを出していただきたいと思えます。

○小野(昭)政府委員 答弁が不十分であれば、大変申しわけございません。もう一度申し上げます。

施設を設置しようとする人が、私どもがお示します全国一律の基準に基づきまして、生活環境の影響調査、それから施設の要件、設計図その他を含めました申請書を県に提出するわけでございます。県は、その申請を受けた段階で、その申請書、生活環境アセスの内容が全国一律の基準、私どもがお示する基準の中身を充足しているのかどうかということをチェックいたします。チェックをした上で、告示縦覧をする要件を満たしておりますれば告示縦覧に供します。告示縦覧に供しまして、住民の皆さんや関係市町村の方がいろいろ

ろな御意見をお寄せになります。それを全部集めて、今度は個別施設、これはその地域の特殊性がありますから、全国一律基準では押し切れない地域の特殊性というものが充足、きちんとかたえていく施設なのかどうかということを、いわゆる専門的な見地から専門家に検討いただきまして、その結果を踏まえて都道府県知事が施設の設置を許可する、あるいは変更させる、あるいは許可しないという判断をするという手続でございまして。

○佐藤(剛)委員長代理 山本君、時間終わります。が、わかりましたか。

○山本(孝)委員 それは一つの点だけであって、全体的なものはいまだわかりませんので、後々も一遍聞きたいと思えます。

ただ、あと、問題としてぜひ指摘だけしておきたいので、済みません。

施設の搬入の際に監視員を置くのだという、では監視員とは一体だれなんだ、どういう資格の人がやるのかということが、全くもってこれまたわからない。ガードマンのような人たちが、そこで展開させて中を見るのかという話じゃないだろうかと思うのです。このところもわかりません。

環境衛生指導員というの、全国で配置が極めてばらばらである。大阪府の七人から北海道の百九十人まで、なぜこんなばらばらついた環境衛生指導員の任命になっているのか、これもわかりません。

法第十八条の報告徴収、第十九条の立入検査、これも、いただいてる資料でいけば、群馬、和歌山、大分は平成五年度いずれもゼロ件、富山県が二千七百六十五件、大阪府九百八十八件、京都府八百九十七件、立入検査で、愛知県八百二十二件、群馬、和歌山、大分が一件もやっていないのに愛知県が八百二十一件もやっているのはなぜか。きつちりとした説明を担当者の方からいただかせんでした。

県が一体どういう廃棄物処理行政をやっているのかという点について、今のような点も含めて

しつかりとした御答弁をいただきたい。県に何でも任せるのだ、運用させるのだということでは、厚生省は仕事をしないというところに私はなると思えます。その点を御指摘を申し上げて、あと、きちんとした回答を文書でいただければと思えます。

質問を終わります。

○佐藤(剛)委員長代理 小野生活衛生局長に申し上げます。

わからないことが多いと山本君が言っておりますので、次の榎屋君の質問に答えるか、あるいは別室でよく説明を担当課長からさせておいてください。

○山本(孝)委員 榎屋さんの時間がなくなりまして、私に別途に答えてください。

○佐藤(剛)委員長代理 榎屋敬悟君。

○榎屋委員 何か、私の質問の時間を今の引き続きでやらなきゃいかぬような責任を感じつつ座っておりますが、委員長、私の質問権は私の質問権としてお認めいただきたいと思うのであります。ただし、今の議論も踏まえながら、引き続き議論をさせていただきたいと思えます。

今の同僚山本議員の質問の課題はちよつと後に回すといまして、最初に、私が一番気になることを議題にさせていただきたい、こういうふうな思っています。

その一つは、排出事業者のいわゆる事業者責任でございます。

これは、参議院あるいはこの衆議院の委員会でも随分議論がなされました。したがって、繰り返すことは避けたいと思うのですが、恐らく今回の改正法の質疑もそんなに時間もないと思えますので、確認をさせていただく意味で何点か御質問をさせていただきます。

やはり私は、今回の改正で、不法投棄対策で、基金を設けて業界からも出捐をしていただいて不法投棄対策をしよう、こういうこともあるわけでありまして、言ってみればこれが事業者の本当に免罪符になってしまつてはいかぬ、こう思うわ

けであります。

もちろん、今回の法改正の中でも第三条の事業者責任というところは、これは透徹されたものがあるのだと思う。しかし、今回の内容の中で、現場の厳しい状況の中で、私たちは業界として基金も出しているのだ、最後はそこでちゃんと責任を果たしているのだからという、こういうことになっていかなければならない、やはり現場では、中間業者及び最終処分業者の基準をいかに厳しくしても、実際はコスト競争になっていくといえますか、安かろう、よかろうということとでそこへ流れてしまふ実態もあるわけであります。

実は私も、この委員会で質問させていただくについで、地元をずっと回ってまいりました。いろいろな処分場を見てまいりましたけれども、極めてすぐれた処分場がある。これは、環境事業団から出資をいただいで、ダイオキシン対策も見事にでき上がった、まことにいい施設なんです。残念ながら、どうしてもコスト競争でそこへ行かない、やはり安いところへ安いところへ流れてしまふという実態を目の当たりにしたわけであります。

そういうことからいしますと、私はやはり、排出事業者責任というのは、その精神は変わらないと思いますが、今回の法改正の中でもそこはより明確にしていかなければいけないと思ひますし、その重要性を私は考えざるを得ないと思うのであります。

そういう意味で、排出事業者責任の重要性というところは、今回の法改正の中で盛んに答弁がおりますのは、委託基準を見直していきたい、強化していきたいと何度も御答弁をいただいております。幾つか出ておりますから、最後の方でありますので、それと委託基準を具体的にどのように見直すのか、もう一度ここで伺いをしたい、このように思います。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物につきましては、今先生御指摘ございましたように、排出事業

者がみずから排出いたしました廃棄物を適正に処理することが原則でございます。その意味では、御指摘のとおり、排出事業者責任の徹底を図ることが基本でございます。

このために、今回の改正におきましては、排出事業者が廃棄物の処理を処理業者に委託する場合には、産業廃棄物の種類を問わず産業廃棄物管理票制度の対象といたしまして、不交付等の場合におきましては措置命令の対象とするほか、今後、政令を改正いたしまして、排出事業者が処理業者に委託する場合の基準を強化することとしております。

具体的な内容についてでございますが、三点ほどございます。

第一点は、適正な処理業者の選択がされますように、受託者の業務範囲あるいは所有する施設の能力等を確認すること。第二点目は、委託する廃棄物の適正処理のために、廃棄物の性状、処理に当たつての留意点等、必要な情報を提供すること。第三点は、排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者がそれぞれ契約する二重契約の徹底を図りますために、契約書に処理料金を明示することなど、その三点を中心に検討いたしてるところでございます。

○榎屋委員 今の三点でございます。私は、産廃の問題は、今、小野局長おっしゃったように、まずは排出する事業者が責任を持つということ、これを徹底しない限り問題は解決しないわけでありまして、そういう意味では、排出事業者が委託する場合に適正な業者を選択するという観点と、それからもう一つは、やはり適正に処理されたということを確認する、その責任といひますか義務といひますか、これをより明確にしていかなければいけない、このように思ふわけであります。

そういう意味では、今お話がありましたように、適正業者を選んでいくというこの責任については、委託先の能力あるいは資質等を十分確認するということとは極めて大事だろうと思ひますので、残念ながらこれは政令だろうと思ひます、法

律の中ではありませんが、ぜひそこはがっちりやっていた方がいいと思うわけであります。今、マニフェストの話が出ましたけれども、マニフェストについても、今回はすべての廃棄物にどうしようとして拡大されることは極めて有効な手段であろうと私は思ふわけでありますが、ただ、今回は電子化までされる。

電子化というのは、私はすばらしいことだと思ふのですが、逆に言いますと、排出事業者あたりからすると臨場感がなくなるといひますか、実際に、パソコンを通じて電子情報で排出事業者が移行を見ていく、まさに、あのパソコンの画面だけ見ておけば適正に処理されたということが確認できた、義務を果たしたのだ、このように思つていただくような習慣になるとまことに怖いわけであります。

パソコンというのは、電子情報というのはまさにそういう機能があるわけで、まことに便利ですから、画面を見ておつて、恐らく企業は管理責任者がいるのでしよう、その担当官が、パソコンの画面に出したものが、ちゃんとマニフェストが返ってきた、その情報が返ってきた、ああ、これはもう間違ひなく行ったのだな、こういうことであの画面の中で生きてもらつては困るわけであります。

現場に行きますと、果あたりはどういう指導をしているかというと、とにかく現場に行きに行け。排出事業者は現場に行つてもいい、現場に行つて、どういふところで処分されているのか、あるいは中間業者の実態といふのを必ずこの目で見てほしい、こういうふうな切実な声があるわけであります。

そういう意味では、私は、マニフェスト大いに結構であります。あの電子情報で、パソコンを眺めて、いや間違ひなく行つていふということだけで困るわけでありまして、ぜひ、本当に現場に行つて適正に処理されたということを確認する、この履行徹底といふものをますます行政指導は強化していただきたい、このように思ふわけ

であります。

それで、一番心配なのはやはりダンピングですね。さつき例を申し上げましたように、この四月から時短にもなりまして、企業は高コスト化の中で大変にお悩みになつてゐる。大変なコスト競争をしていられるわけでありまして、何だかんだ言つても、やはりこの廃棄物の処理といふものが、その企業にとつて、国民に十分コンセンサスを、コストが転嫁されるのだということが十分に理解されている日本の現状では決してないと思ひます。したがって、どうしても安いところへ安いところへと流れてしまふ。

やはりダンピングなどというのが一番怖いわけでありまして、特に、つづれそうな会社で最後に稼ごうとしてほんとひどいダンピングをやる、そんなことは何とか防ぎようがない、もちろん、契約書に金額を明記する、そして自覚を促すという御答弁が先ほどありましたけれども、私は、ダンピングあたりは何か適正に行政指導できる方法はないのか、確かに難しい点があると思うのですが、現場を回りまして大変悩んでおりますが、この点、何か御見解がございましていただきたいと思います。

○小野(昭)政府委員 廃棄物の処理の委託に当たりますと、適正な処理に必要な費用が支払われないといふような場合には、御指摘のように不法投棄等の不適正処理の誘因となりがちでございます。

このため、排出事業者に対しては、適正な廃棄物の処理を行うためにはある程度のコストがかかることを十分認識し、単に委託料金の安さのみで処理業者を選定せずに、排出事業者責任を果たすために適正な処理料金で委託するよう、関係団体等を通じて指導を強化していきたいと考えております。

なお、御指摘のようないわゆるダンピング受注の防止のために最低料金を設ける等の規制を考へてはどうかということでございますけれども、処理業者の保有します施設の種類や規模、従業員数

等の違いによりまして適正な処理費用の額というのはおのおの異なっておりますし、また、独占禁止法に違反するおそれがあるもの等といった点がございまして、なかなか困難であろうというふうに考えております。

(佐藤(剛)委員長代理退席、委員長着席)

○榊屋委員 確かに、金額の問題についてはそういうことはあるのかもしれないと思いますが、後の問題になりますけれども、指導体制の中でさまざまな工夫をぜひお願い申し上げたい、このように思うわけでありまして。

そこで、先ほど同僚の山本議員からも話のあったことでありますし、それから、先日、土肥委員が質問されておられました、そうした観点などですが、今回は、廃棄物処理施設の許可要件でございまして、今までは、それぞれの県の条例や要綱でやられていたものを、全国的には大変に区々となっていたこの手続をきちっとしたということは、私は、まさに廃棄物をめぐる、産廃をめぐる悪循環を断ち切る、将来的にはいつかはやらなければいかぬ作業だろうと思っております、これはある意味ではまさに大事な部分だろうと思っております。

それで、確認をさせていただきたいのですが、県で具体的に条例を持っているところ、条例は兵庫、香川、福岡県などというふうには私は思っておりますが、あるいは、それぞれの要綱で対応されている。その中で、特にきょう話題に出したものは住民の同意要件。

今までも、もちろん住民の同意というのは法律の中では必要ない。今回も同意要件はありません。しかし、実際現場では、県は、その手続がはつきりしていなかったということもありまして、大変悩ましい立場で、要綱等で、住民の同意をとってきなきい、同意書がなければだめだということなどで何とかやってきたという実態もあらうかと思うのです。

ところが、今回は明確に手続が定められましたから、県の許可権者としての責任というのは本当に明確になったわけでありまして、先ほど山本議員

の話は、まだ詰め切れていないという御指摘ではありましたが、私も、手続は格段にはつきりしてきた、そういう意味では、県は逃げられない、本当に責任を持って、この廃棄物の処理施設の許可ということに当たっていかねばいかぬわけだろうと思っております。

それで、一つは、今の兵庫、香川、福岡あたりが持っているその条例の要件と今回の法改正、その辺の整合性は大丈夫なのか、あるいは、要綱の中で同意条件といいますが、同意要件を持っているところが、今回の法改正で、いやいや、私のところの県はやはり同意を持ってこさせるといふことはやりますよ、こういう対応をした場合にはどういふことになるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○小野(昭)政府委員 これまでの廃棄物処理法におきましては、施設の設置手続が明確でございまして、御指摘のように、住民等の意見を適切に反映させるような仕組みがございまして、これを補完するために、要綱等によりまして独自の設置手続が定められてきたという経緯がございまして。

今回の改正案におきましては、施設の設置手続につきましても、都道府県の要綱等の目的、内容、限界を十分踏まえながら、住民の意見聴取など必要なものについて、共通のルールとして法律で明確に定めるものとしたところでございまして。廃棄物が広域的に処理をされているという実態を踏まえれば、今後は、基本的には、今回の改正に基づきまして、全国統一のルールによって実施されることが望ましいと考えております。

なお、条例等に基づきますいろいろな手続がございまして、今回定められております施設の設置手続とは別の観点から定められているものもその中にはございまして。改正法に抵触するものでなければ、都道府県の状況に応じてそのまま存続すると思っております。改正法に抵触するものであれば、これはいわゆる直していただくという必要が

生じるものと考えております。

○榊屋委員 したがって、今回の改正法が成立したならば、その県で、今までのように、地域住民の同意書をとっていらつしやいというふうなことは、具体的に法の中ではできないということになりますね。そうしますと、私はやはり、県の責任というのは今までに比べますとますます大変なものだろうと思うわけでありまして。当然ながらこれは県の役割だろう、県がしっかりと今回の法改正の新しいシステムの中でその役割を務めていただきたい、こう私は思っているわけでありまして。

ただ、局長も胸を張って、この前から、従来の各県の要綱等が指しているものは全部この法律の中にあるのだ、こうおっしゃっておられますので、そこは私もそういう評価をしたいと思っております。ですから、先ほど山本議員からも、環境衛生指導員あたりは配置は随分差があるというふうには御指摘がありました。私は、本当に、あれほどばらばらの対応でもまたないのだろうと。それぞれ各県とも、きっちり今回の法改正の趣旨を踏まえて、許可並びに管理といいますが、指導といいますが、しっかりとやっていただかなければいかぬ。そういう意味では、私は、厚生省におかれても、都道府県へのきめ細かな支援策をぜひお願いしたい、このように思うわけでありまして。

そこで、先ほどの環境衛生指導員の設置ですが、同僚山本議員は、あれほど差があるというのとは一体どういうことなんだというお尋ねがありました。私も、同じような観点で、地方交付税の算定ベースの中でどういふふうな基準になつてくるのかも含めて、実態を御説明いただきたいと思っております。

○小野(昭)政府委員 指導員の関係でございまして、確かに、御指摘のようにばらつきがございまして。これにつきましては、例えば北海道のように非常に面積の広い地域等、各都道府県によりましてその状況に差があるということにも起因して

るとは思いますが、ただ、御指摘のように、非常に大きなばらつきがあるということにつきましては、行政を適正に行っていく上で、本当にそういう人であるのかどうかという点の御懸念であらうと思っております。私ども、都道府県あるいは保健所設置市等につきまして、十分、いろいろな事情をお伺いしながら、本当に改正法がきちんとして適正に施行されるような体制になつていくのかどうかということにつきましては、ヒアリングをしたいと思っております。

○榊屋委員 局長、それでもう一点、この環境衛生指導員の配置の基準というのには特にないのではないが、交付税の算定ベースではどのようになつておるのか、そこも含めて。

○小野(昭)政府委員 失礼いたしました。平成九年度におきます地方交付税算定基準におきます、人口百七十万の標準団体におきます環境衛生指導員数は二十人、うち産業廃棄物担当は八人というふうになつております。地方交付税算定基準におきます環境衛生指導員は、平成四年度には、平成三年度の廃棄物処理法の改正を受けまして、それまで十四人だったものが十九人に増員されるなど、行政需要の増加に応じて充実が図られてきているところでありまして、今後とも、その充実を要請してまいりたいと考えております。

○榊屋委員 もう少し、これは自治省との厚生省のやりとりだろうと思うのですが、今の、百七十万に対して二十人あるいは八人という数字が御説明ありました。この八とかというの、積算の根拠が何かあるのでしょうか。

と申しますのは、実際に、これはぜひ大臣に今からお願ひしなければいかぬことですが、県あたりは、県の役割が非常に重要になつたということ、今私は申し上げましたけれども、今度は、この法改正の趣旨を体してしっかりとやらなければいかぬ。そうなりますと、県は逃げることのできない立場でありますから、やはり体制も整えなければならぬ。しかし、自治当局とやり合うときは、や

度がありますが、専ら現場で一番よく利用されているのはどの辺なんだろうか。

それからもう一点は、現場の声を聞きますと、なかなかこうした融資制度も活用しにくい、面倒な手続がたくさんあって利用が難しいという声も聞いておりまして、今回の基準が厳しくなった分、融資制度についても積極的に活用ができるような配慮をお願いしたいなと思うわけであります。いかがでありますでしょうか。

○小野昭政府委員 廃棄物処理業者等によります廃棄物処理施設建設費等に対し融資制度といたしましては、環境事業団による産業廃棄物処理施設融資を初めといたしまして、中小企業金融公庫、日本開発銀行による融資制度のほかに、中小企業庁によります設備近代化資金貸付制度等がございます。

このうち、処理業者等に対し融資実績につきましては、私も把握をしている範囲では、環境事業団による融資が平成八年度実績で二十六件、総額約二百十億円、それから中小企業金融公庫によります融資が平成七年度実績で百五十六件、総額約九十億円というふうになっております。

厚生省といたしましては、融資制度の充実、あるいは利用しやすい制度となすように、先生御指摘のように、関係業者の方々等の御意見も踏まえながら、関係方面と折衝してまいりたいと考えております。

○榎屋委員

時間もなくなりましたので終わりますが、最後に、大臣にお願いだけして終わりたいと思います。

いよいよこれで、今回の法改正で、いろいろな今までの問題や悪循環を断ち切る第一歩をこれで切ることができるのではないかと、いよいよこれから、最終処分場の、現場に行きますと本当にないわけでありまして、この確保に向かって厚生省として次なる取り組みを始めていただかなければいかぬのではないかと、私はこう思っております。そのことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

わりたいと思います。

ありがとうございます。

○町村委員長 中田宏君。

○中田委員 中田宏でございます。

厚生委員会は、私、初めてでございます。委員の先生方にはよろしくお願いしたいと思っております。

厚生委員会というのは、はたからというののかしいですけれども、ほかの委員会に属している者から見ますと、えらいいつも、朝から晩まで大変な議論をされておられる。今国会中も一番重要法案がすべてここにかかっていたということでありまして、本会議では賛否をあらわさせていたでいておりますけれども、厚生委員会のこの重要な場に私も出させていただいたことに大変感謝をいたします。

小泉郵政大臣に――郵政大臣じゃない。ごめんなさい。小泉さんといいますと、私、郵政大臣というふうな気がしてしまっていて、小泉厚生大臣には、きょうは廃棄物の関係をお聞きしたい。本当は郵政のことを聞きたいものですが、そんな言葉が口をついてしまいましたが、お許しをいただまして、時間はないのですが、きょうは控えれば郵政ぐらゐ聞きたいのですが、きょうは控えさせていただきますだけだと思います。

さて、質問に入らせていただきますと思うのですが、私も、ごみ問題、廃棄物の問題にしましては、大変にこれまでも興味を深く持ってきた一人でございます。議員になる前の一時期、この廃棄物関係の問題に首を突っ込んでいたというふうな経緯もあつたものですから、今回は、お許しをいただいて、この委員会でも質問をさせていただきますわけでありまして。

廃棄物を取り巻く問題というのは、一廃も産廃も、これは今大変に大きな問題になっているのは御承知のとおりでありまして、ゆえに、とりわけ産廃の問題に関しては、処分場、最終の処分場というものが決定的に足りなくなつてきている。一方で、今の日本経済の活力というものを維持して

いこうとすると、どうしてもこれは、産業廃棄物というものが私たちの社会から出るのはいたし方ないものである。それをいかに、どうやって適正に処分をしていくか。

そして、最終処分場という問題があつちこつちでいろいろの問題を呈してしまっている。そういう背景には、ある意味においては、やはり産業廃棄物に対する住民、その地域の住民、あるいは国民全体にわたつてアレルギーがあると思うのです。

最終処分場あるいは中間処理場など、そういうものに関係をしている人たちは、当然、いろいろな意味で問題意識を持っているけれども、実は都市に住む、私の選挙区は横浜や川崎ですけれども、そういう人間においても、当然深い関心は持っているけれども、ある意味では目を背けていたい、自分に関係していない、うちは何とか静かにしていようという雰囲気蔓延していると私は思っています。これは、広く問うならば、国民全員の問題に関して広く責任がある、そのことについてまじめに取り組まなければいけないということは言わずもがななんだろうというふうな思いをします。

さて、そんな中でこの法改正というものがなされるということ、私は、法全体に関して勉強させていただいた中においては、これまでの廃掃法を二歩も二歩も充実させていくという上では間違いない評価をしていきたいと思います。こういうふうな思いでいるわけでありまして。

恐らく、この委員会において、この後の採決の中で成果となつていくわけでありまして、逆に言うならば、今後、この法改正というものを受けて、日本の中で産業廃棄物というものがより適正に処理処分をされていく、それに向けて、法改正の若干の、私なりに気づいている不備であったりとか、あるいは、さらに次なる法改正や、これからのさまざまな政令、省令等についてぜひもう一歩も二歩も前進をしてもらいたい、こういう思いからきょうは質疑をさせていただきたいと思

うのが、まず全体にわたつて私のコンセプトであるということでございます。

それで、まず私が問うていきたいのは、今回の法改正の中で幾つか柱があるわけですが、そのうちのひとつとして、マニフェスト制度というものがある。これは、恐らく各委員、すべての委員の先生方から評価されている部分だろうと思っております。私もそうでありまして。問題は、私は、このマニフェスト制度というものを、導入をしましてというだけじゃなくて、よりしっかりと機能させていくべきである、こう思うわけであります。

マニフェスト制度というのは、実は平成三年のこの廃掃法改正の中で、既に特別管理廃棄物の方では適用されてきたわけで、平成五年の四月一日からはそれが実際に機能してきたわけですね。

まず、私が厚生省にお伺いしたいのは、特別管理廃棄物でマニフェストというものを導入して、その総括が必要だと思つておられる。その上で、産業廃棄物全体にわたつてこれからこれを機能させていくというのを論じなければいけないと思つていくわけであります。特別管理廃棄物に関してマニフェストを導入して、使用前、使用後、どれほど効果というものがあつたのか、そのことを、まず厚生省の総括をきちっとしていただきたいということをお伺いしたいと思つております。

○小野昭政府委員 マニフェスト制度に関しては、今御指摘のございましたように、平成三年の廃棄物処理法の改正におきまして、特別管理産業廃棄物を対象として導入されまして、平成五年四月一日から実施されているところでございます。

マニフェスト制度の導入によりまして、排出事業者みずからが、その委託に係ります産業廃棄物の処理が適正に終了したことを確認する仕組みが確立いたしますとともに、都道府県におきましても、必要に応じて産業廃棄物についての流れを把握することが可能になりました。

その効果はどうかということですが、平成五年度にマニフェストが義務づけられて以降、不法投棄されず特別管理産業廃棄物の量が年々減少しております。都道府県を通じて調査によりまして、不法投棄を減らした特別管理産業廃棄物の量は、平成五年度で八百八十一トン、平成六年度で四百六十四トン、平成七年度で二百五十七トンというふうに減少しているところでございます。

また、不法投棄事案におきまして投棄関係者への立入検査を行いました際に、マニフェストによりまして不法投棄のルートが解明された事例がございまして。

そういう意味で、私どもとしては、不法投棄対策の手段として有効であるというふうに考えております。

○中田委員 なるほど、それなりの効果というものが数字上も出てきておるといことだろうと思っております。その点は、今後、産廃全般にわたってこのマニフェストを広げていく上では大いなる効果というものを期待していきたい、こういうふうなふうに思います。

産廃全体に関してこれからマニフェストを導入する、その上で、先ほどもちらっと申し上げたのですが、導入しました、それで、単なる「マニフェストを導入したことによって書類を出さなければいけない、あるいは今回は電算化されること」によって、排出事業者や委託業者にとつてそれ相応のプレッシャーになっていることは事実だと思っております。特別管理産業廃棄物をこれまでやってきて、あるいは、これからの産廃全般にわたつても言えると思うのです。ただ、私は、それだけではまだまだこの制度を導入するのにもつたないというふうに思っております。

確かに、今までだったら、ペーパーを回して判こをつけて出さなければいかぬということになれば、これはそれなりの負担であり、精神的なプレッシャーにもなる。きちっとやろうとか、あるいは見つからないようにうまくごまかそうなん

いうところも出てくるのかもしれないけれども、しかし、せっかくマニフェストというのをやっているのだから、そのマニフェストというものが、追っかけてみればそこから不正を発見したりとか、あるいはそういったチェックというものがなされる、それが機能すればおかしな不法投棄が起ることを未然に防げる、そういうようなマニフェストの機能というものをさせていくことが私は必要だと思っております。

不法投棄があつて、事後的に、それをあつたうだマニフェストでさかのぼつてみてみたら、ここがそうだった、あるいはここが無許可業者であつたとかいうことではなくて、マニフェストのチェックをしてみると不正が発見できるとか、あるいは未然に防げるということなんですね。それをするべきだと思うのです。

私は、幾つかそういった事例というものの、今局長もちょっと、特別管理産業廃棄物の中であつたというふうな趣旨をおっしゃつたので、地方自治体においては今まで国より厳しくやってきたところがあつて、法律上は産業廃棄物に関するマニフェストというものは今まで導入されていなかったけれども、熊本県なんかでは、既に熊本県の判断でマニフェストがほぼ導入されていたやに聞いています。そして、その中では、不正というものが、不法な取引といふますか処分というものがマニフェスト上からわかつたというふうなことも私は情報としては聞いています。

実は、これは何か資料がないかなと思つて探したのですが、厚生省にも求めたのですけれども、どうも資料はきつとないといふことだったもので、それから、この場で答弁をもらつて、どういふことでそれがわかつたのかを一度お知らせいただきたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 熊本県におきましては、今御指摘ございましたように、県の指導をいたしまして、昭和六十三年から全産業廃棄物にマニフェスト制度を実施いたしております。

用いたした後に、それを点検いたしました結果、例えば、処理業者の取り扱い廃棄物以外の廃棄物を委託していることを発見して、不適正処理を早期にとめさせることができた例、あるいは、排出事業者のうちでマニフェストの交付実績がなく、かつ、処理施設を所有していない事業者が立入検査を行いましたところ、無許可処理業者への委託や不適正な自己処理を行つていたのを発見して、早期にこれを改善させたというふうな例等の成果を上げたというふう聞いております。

○中田委員 これは、不正を発見できたというのは、県の環境衛生指導員が恐らく発見したわけですね。そうすると、これから産廃全般にわたつてこういったこと、すなわち、ペーパー上からおかしな処理や処分というものを発見できるようにいたしますか、今回の。

○小野(昭)政府委員 熊本県の例等を参考にいたしますと、ペーパーのマニフェストのチェックですべてできるかどうかというのはいろいろな問題があるかもしれないが、いわゆる不適正な処理が行われている例あるいは行われようとしている例の発見が可能になると思ひます。さらに、これが電子情報化になりますと、もっと的確に把握することが可能になるだろうと考えております。

○中田委員 電子情報化ということが、私、考えてみると、これはもう刃だなという気がしないでもないのです。電子情報で出るということによって、今までだったらペーパーが順番に回つていくのを目で確認し、判こをつけて、それが戻つていくといふことに対して、電算化で、ばつぱつぱつといふことで、情報がおかしな記載のされ方をしておつても、報告のされ方があつても、そのことの発見というのはいろいろおくれるのじやないのかなという気が私はするのです。

ただ、いずれにしても、そこら辺のことを含めてこれはチェックしていくということを目ざさなければならぬといふこと、マニフェストは生きてこないと思ひます。熊本の場合は、これまで熊本県がマニフェストを独自に導入して、かつ、県の

環境衛生指導員が小まめに伝票の突き合わせをやつておつたという中から発見をされているわけですね。せっかくマニフェストを導入しているのですから、そういうチェック体制というものを強化していかないと、電算で報告された、やうにすることが、はい、終わりのううあいにしないよのだから、この強化、チェックをする。この部分が今回の法改正の中ではないわけでありまして、これを、これについて、今後、そのことを強化していくべきだと思うのですが、いかがですか。

○小野(昭)政府委員 私どもも、ただマニフェストを出せばいい、あるいはそれを記載すればいいというふうなふうに考えているわけではございませんで、日常的にそれをチェックし、その流れをつかまえ、どこかに不適正な処理があるかないかというのをチェックすることは非常に重要だと思ひております。

現在、近畿圏におきまして、幾つかの地方公共団体が集まりまして、共同でマニフェストのチェックをどう進めるかという取り組みをいろいろ検討されておりますが、そういうふうなことの成果も踏まえまして、適正なマニフェストのチェックの方法につきまして都道府県等にお示しをしたいと考えております。

○中田委員 それは今初めてお聞きしましたけれども、それは近畿圏の各地方自治体が集まつて協議をしているわけですか。

○小野(昭)政府委員 正確に申し上げますと、近畿圏におきまして、十四の府県市から成ります近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会というのがございまして、これが、国も支援をしておりますが、産業廃棄物の情報管理システムを開発しております。そういう成果を踏まえまして、これを全国的に広げていく方向で検討したいと考えているところでございます。

○中田委員 そこら辺のチェック体制、せっかくマニフェストをやるのですから、これが有効に生

きるためには、また、自己不正処分、不法処理というものはないように未然にしておくためには、マニフェストをぜひ生かしてもらいたい。そのためには、ぜひそこら辺の、今おっしゃったような事例もいいでし、強化をしてもらいたいわけだ。

ただ、今この国は財政的にも非常に厳しい折、新たにその体制というものを役所で全部やれということを、私はこの行革の折に言いたいわけでもないわけであり。当然のことながら、そこら辺、役所にすべて行政経費をまたかけてということとじゃなくて、私は、一つ自分の提案でもあるのですけれども、要するに、このマニフェストというものが国民サイドにある意味ではオープンになることだと思ふのです。だれでも見れるというのは、これは情報のやりとりとしてはおかしいかもしれないし、そこにはいろいろな企業の取引関係もあるわけですから、だれでも見れるということまでを求めるわけではないのです。

ただ、このような廃棄物というふうな問題に関しては、不法投棄をされたような場合は、その不法投棄をされた場所の周辺の住民であったりとか、その取引にかかわって被害をこうむっている人間だとか、それは健康や生命といった、そこに及んでいる場合も必ずあるわけであり。こういった直接的な被害をこうむっている人たちがマニフェストというものを確認できるような、そういうような道を開いていくことが、これは決して行政が常時チェックをするということじゃなく、マニフェストというものを緊張感あるものにして、そして、その公開が求められる可能性があるんだよということ、やはりおかしいなマニフェストを作成しないという防止策になつてくると思うわけだ。

私はこれはぜひ厚生省にも研究してもらいたいと思つてはいるわけだけれども、この私の、ある意味では提案なんだけれども、いかがでございましょうか。

○小野(昭)政府委員 マニフェストの情報につき

ましては、取引相手の名称など企業秘密に該当し得る情報が記載されているわけでございます。これを一律に公開を義務づけるということは困難であるというふうに考えております。しかしながら、処理業者が排出事業者の了解のもとに個別に市町村や住民との間で協定を結びまして、それに基づいてマニフェストの情報を公開するといったようなことは支障がないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、改正法の施行後、各地でいろいろな取り組みがあるかと思ひますので、そういう事例を十分に勉強させていただきたいと思ひます。

○中田委員 ぜひお願いをしたいのです。

それで、住民なり直接的利害関係がある人が、直接、例えば排出事業者あるいは運搬業者といったところにマニフェストの公開を求めるという、これはやはり相当研究をしていかなければならぬ、難しい問題はあるとは確かに思ひます。

ただ、各地方自治体には既に情報公開条例というものが整備をされているところも少なくないわけですね。そうしますと、今回、この廃棄物の行政というものは、先ほど大臣おっしゃっていただいたように、都道府県に機関委任事務で、かつ、これはどうしても地域の問題ですから、都道府県がやはり非常に大きな行政的な責任を持っているわけですね。そうなりますと、その情報公開条例を利用して、都道府県に対してマニフェストの状況を情報公開しろということ、これから十分に考えられると思うわけでありまして、この道も厚生省はぜひ育てていただきたい。

これは情報公開という地方自治との関連ももちろんありますけれども、先ほど申し上げた、私が申し上げたいのは、マニフェストというものをよりオープンにすることによって、マニフェストにおかしな記載がないように、また、未然に不法な処分というものがなされないようにしていくためのガラス張りのマニフェストをつくるという意味においてこの情報公開条例を利用していくべき

だ、こう思うわけです。いかがでございましょう。

○小野(昭)政府委員 都道府県が入手することができマニフェスト情報には、先ほど申し上げましたように、企業秘密に該当するような情報も含まれておりまして、その点の配慮は必要だと考えますけれども、行政庁が報告等を受けて把握した情報の公開につきましては、基本的には行政情報の公開の問題として、各自治体の条例等に基づいて適切に対応されるべきものと考えております。

これも、改正法施行後、各地方自治体におきましてどういふふうな取り組みがなされるかをよく見守つてまいりたいと考えております。

○中田委員 公開されるべきだ、地方自治体が入手している情報はということでありましたから、ぜひお願いをしたい。

そして、企業秘密等にかかわる問題ということなんですけれども、各地方自治体も、これは一義的には地方自治体の問題なんです。地方自治体の中では、企業秘密等に関するものでも人の生命や健康にかかわる問題に関しては例外規定を設けているというふうな条例を制定しているところもあるわけであり。ですから、私は、厚生省はぜひ――まさに人の生命、健康にかかわる問題なんです、この廃棄物の問題というものは、ですから、この部分を地方にもより弾力的に運用して、厚生省がさせるわけにはいかないけれども、ぜひこれを弾力的に地方自治体にも運用してもらつて、このマニフェストというものをよりガラス張りにし、機能していくという方針を厚生省には持っていてもらいたい、こう思うわけでございます。

マニフェストについては、以上お聞きをさせていただきましたところ、ちょっと大臣に、私の今申し上げた、マニフェストをより有効に機能させていくための情報を公開していくということについて、都道府県の取り組み、また、今申し上げた生命や人の健康にかかわることは例外なんだという部分ぐらい

の決意を持って、それがマニフェストを機能させていく、このことについて大臣の前向きな御答弁をいただきたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 行政が把握いたしました情報が人命や健康にかかわるような場合には、たとえその情報に企業秘密が含まれるものでありましても、人命や健康保護という観点から情報の開示の必要性が高いと判断される場合もあることは承知をいたしております。

しかしながら、マニフェスト情報がこのような人命や健康にかかわり、開示の必要性が高い情報に該当するか否かということにつきましては、当該マニフェストが交付された廃棄物の内容あるいはその処理の状況、交付した事業者の状況等さまざまな事情によりまして、個々のマニフェストごとに個別に判断されるべき問題であるというふうに考えておまして、その公開につきましまして、都道府県において、こういった事情を総合的に判断いたしました上で適切に対処されるべきものと考えております。

○小泉國務大臣 一般の住民はマニフェストと言つたて何だかわからないと思ひますね。私は、つい最近、厚生省というのをもっとわかりやすい言葉を使え、余り片仮名を使うんじゃない、幾ら外国語の翻訳をしても、わからなければしょうがないのだからということですが。

マニフェスト、最近英語を使うのがはやっていますけれども、これは、どのような物質が排出事業者から運搬業者、最終処分場へ行つて、どのような影響を人体なり環境に与えるか、これをよりよく責任を持ってもらつて管理していくという趣旨だと思ひます。いわゆる管理票制度、自主申告してもらつて、明白にしても、そういう管理票制度というものは、多くの国民の協力を得ないと正常に機能しません。何ゆゑに管理票制度を導入したかということ、それを業者も住民も行政もよく理解してもらつて、それがよく機能してもらつたに、今後、厚生省としてもできるだけの協力、指導、支援をしていきたいと思ひています。

○中田委員 マニフェストは間違ひなく一歩も二歩も前進でありますから、さらに、仏をつくつて魂を入れていくという作業をお願いしたいというのが今の私の発言の趣旨でありました。大臣には前向きに御答弁をいただいたと思っておりますので、ぜひ、マニフェストのより公開をすることによる緊張感というものをお願いしたい、厚生省には研究をしていただきたい、こう思います。

それから、これはマニフェストにもかかわつて、当然、マニフェストもその一つなんですけれども、産業廃棄物というのは、これは第一義的には排出事業者の責任というものが法規上明確にされているわけでありまして。

冒頭も申し上げたとおり、日本社会に生きる私たちにしてみれば、廃棄物を出しているというのは、一廃も産業も同じですけれども、間接的に私たちはそれに常にかかわっているわけであつて、ある意味ではみんなに責任が生じていると思ひます。しかし、そんなことを言つて、みんなに責任があるのだからといって何にもしないというのは無責任でありますから、そうなりますと、排出事業者という、出している張本人にまずきちつとした責任を自覚してもらふ。その部分の自覚の欠如、これがやはり今まで日本社会における産業の問題を極めて引き起こしてきたのだらうと思ひます。

廃棄物の廃掃法第三条第一項に、「事業者の責務」、事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならぬ。これが根本ですね。これは産業の根本の責任論だと思ひます。

そこで、改めて明確にお聞きをしたいのは、今回の法改正によって排出事業者の責任はどの点においてだけ強化をされたのか、ちよつとここを整理してまずお聞きをさせていただきます。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物につきましては、先生御指摘になりましたように、排出事業者がみずから排出した廃棄物を適正に処理することが原則でございます。産業廃棄物の適正な処理

を確保いたしますためには、排出事業者責任の徹底を図ることが基本でございます。

このため、今回の法改正におきましては、排出事業者が委託処理が適正に行われたことをみずから確認いたしますマニフェスト制度の適用範囲の拡大、あるいは、措置命令の対象者に、マニフェストを交付しなかつた排出事業者を追加すること、また、罰則の大幅な強化を行っているところでございます。

また、法改正にあわせまして委託基準の強化も検討しております。これらによりまして、排出事業者責任の一層の徹底を図っていくと考えてございます。

○中田委員 排出事業者責任というものに関しては、局長、大臣よく御承知のとおり、産業に関しまして非常にアレレギーを持つている人たちからすれば、もっとも強化すべきだという声は相当にあるわけでありまして。どうしてもこういうものは、そもそも出しているのはだれかという話に必ずなつてしまふから、もちろん、法律上きちつと委託業者に出したのだ、ところがその委託業者がおかしなことをやったのだというのは、それは法規上は理解ができません。そうはいつても、目の前に不法投棄がこんもりと積まれていたときに、これは一体だれが出したのだといつたときに、法規上の責任は免れても、やはり御本人たちだつて、それは自分たちの責任がある意味では痛感するところだと思ひます。

今、幾つか排出事業者の責任強化についてお答えをいただいたわけですが、最後におしやつておられました、今回の法改正の中には含まれていないけれども今後検討していくという問題の中で、委託基準の強化ということがあるだらうと思ひます。

この委託基準の強化については、今、廃棄物処理基準等専門委員会の中で議論されているわけですね。それで、その中で中間報告も出てきているわけですね。今後、これは政令で強化していくのだということをお聞きしているわけでありまして

けれども、この委託基準の強化というのに私は非常に関心がある。これを相当に徹底して強化していくことが、先ほど質問をさせていただいたマニフェストを生かしていくという上でも重要になるわけでありまして。この委託基準の強化、今後どの程度やっていく御覚悟と申しますか、現状における方針というものを聞かせいただきたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 委託基準の強化の関係でございますが、今回の法改正とあわせまして、政令を改正いたしまして、適正な処理業者の選択がされますように、受託者の業の範囲あるいは所有する施設の能力等を確認すること、それから、委託する廃棄物の適正処理のために、廃棄物の性状、処理に当たつての留意点等の必要な情報を提供すること、それから、排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者がそれぞれ契約する二者契約の徹底を図りますために、契約書に処理料金を明示することなどの委託基準の強化を検討いたしているところでございます。

○中田委員 もうちよつと時間がたてばより具体的にたててくるのかもしれませんけれども、私は、この委託基準というものを徹底的に強化していくべきであるというふうに思ひます。

それは、今までもそうでしたけれども、委託基準の違反をしていなければ、当然、排出した事業者には責任がこれまでは来なかつたわけですね。仮に、委託基準に何にも違反をしていない、ちゃんとした許可業者を選んだ、それでも結果として不法投棄につながつていたんだ、そういう場合は排出事業者は何の責任も来ないのだけれども、でもという今までの住民等の感情ももちろんあることだし、私、感情論で言うわけではなくて、そういう感情なりをうけた事例というものが次々と起こることによつて、どんなに今回つくる産業処分場は大丈夫なんですとか言つても、その理由というものが、説明がなかなか多くの人たちに理解をされないようになってしまつたところ、こういうところが問題なんだろうというふうに私は思ひます。

けです。それで、極論としては、排出事業者が何の落ち度なくとも責任を問へ、こういう声もありますね。しかし、それは法治国家でありまして、ましてやさまざまな法規との関連もありますから、そんなことはもちろんとたい無理だということ。私も立法府の一員としてわかるわけでありまして。しかし、そこまではないかというところで、今後ぜひ、今回の法改正の次のステップで皆さんに検討していただきたいと私が思ひます。

それは、排出事業者が委託業者を選ぶ際に、今回、委託基準の強化をすることによつて、それをやばり正確に排出事業者の方が理解をする。大臣先ほどおっしゃいましたけれども、一般国民はマニフェストなんて何を言つていいのかからないう。そのとおりでありまして、しかし、排出事業者さんというところは、逆に今度はちゃんとした会社なんです。プロなんです。自分たちは企業、営利活動をやっているわけですから、そういうチェックを企業活動の一環として今後は日本社会の中で根づかせなければだめだ、こういうふうに思ひます。

例えば、今、産業を出して、ちゃんとしている業者に預ける。それで、最終処分場はあと二年しかたない、委託業者を通じて出している産業処分場が。そこが仮に二年だとしましう。二年と最初聞いていて、そこまでちゃんと確かめてもあう。二年と、本当なんだなというところまである意味じゃ現場に足を運んで確かめてもらう。それで二年、なるほど。しかし、逆に言つたら、二年後までもつと置いたけれども、そのままだらう。今度のはたまた委託業者にずっと任せきりだということに聞かれない。我々はちゃんとした業者に出していると言つただけで、ずっとそういうことに無関心なままだというところ、ケースの場合は、これは委託業者がちゃんと任せましたと言つた。その委託業者が途中でおか

しくなっていたり、途中で処分場がなくなっ
ていてほかのところに捨てていたりしても、これ
は排出事業者が責任が問われるべきだと私は思う
のです。

そういう排出事業者が、もうよくよくのよく
の注意をする。このよくよくのいうところを
排出基準の強化できちっとしてもらいたいわけ
ですけれども、そのよくよくのチェックというもの
をしているケースだったら、これは事業者責任は
問われない、排出事業者の責任は問われない。
しかし、それが成り立っていない場合には、排出事
業者が委託していたとしても、そこにはちゃんと
した契約関係があっても、私は今後責任を問うべ
きだと。

私は、そういうような次善策というか、無過失
責任まで問うつもりはない、しかし、その無過失
を証明できなければこれは問うていく、そのくら
いの厳密な、環境に対する企業の価値観というも
のを、この日本社会の中で経済を営んでいく中
において企業にはやはりきちっとさせていかないと、
産廃処分場などというのは、後で質問させていた
だきますけれども、設置基準を、ほとんど手続を
決めたと、住民は賛同したり、ふえていく
ものではないと私は思うのです。

今申し上げた、企業がよくよくの注意、これは
この後も、御答弁いただいた後続けますけれど
も、よくよくの注意をしていなければその責任と
いうものは排出事業者にも返ってくる、こういう
ことは考えられないですか。

○小野(昭)政府委員 今先生御指摘になられまし
たような御意見というの、あることは承知をい
たしております。ただ、実施可能性、あるいは排
出事業者の負担の大きさ等も考慮する必要がござ
います。

今回の改正におきましては、先ほど申し上げま
したように、排出事業者責任の強化の観点から委
託基準の改正を考えておりまして、その実施状況
も踏まえ、必要があれば今後さらに検討してまい
りたいと考えております。

○中田委員 今後さらに検討をということですが
ら、本日に検討してもらいたいと思うのですけれ
ども、経済を営んでいく中で、いろいろな、企業
に課せられる新たな責任というものは出てきてい
るわけですね。

例えばPL法、PL法というのは、製造物責任
法というのは日本でもできた。欧米諸国はもつと
先にできていた。そして、そのPL法というのは
、製造物に最後まで企業は責任を持ちなさいよ
ということでありました。PLではなくて、この
場合の考え方というのはWLですよ、廃棄物責任
法ですよ。出している側は最後まで責任を持ちな
さいよということ、概念として今後日本の経済
の中に価値観として植えていくべきだ、そう
いう主張なんです。

全然違う例を出しますけれども、委員の先生方
にもこういう例の方が有意義ではわかりやすく
私も説明できるかもしれません、公職選挙法が
改正されました、連座制というのが強化され
たわけですね。連座制のあのときの、候補者の私
たちが注意をしななければいけないというのは「相
当の注意」、こういう表現だったわけですね。「相
当の注意」というのは一体どういう注意なんだとい
うに言われれば、それは相当の注意でしかない
ということであつたわけけれども、これから判
例が積み上がってくる中で、その「相当の注意」
というものの中身もかなりきつちりとしてくるだ
ろうというふうに思いますけれども、やはりこれ
は、排出事業者からしたら「相当の注意」なん
ですよ。

そして、この国の法の横並びの中で、基本的
には、委託をした場合というのは、その委託され
た側に責任というものは回っていくわけでありま
す。例えば私が家主だとして、大工さんに家を建
ててくれ、こんこんやってくれというふうにな
ると、大工さんはそこで工事をやる、その工事中
に、何かきだかとかちかちか上から落ちてしま
って、下を歩いている人にけがをさせてしまっ
たという場合は、これは家主に責任が来ないわけ

です。委託された側の大工さんの方の責任に
なっているわけですね。しかし、そういうような法
の横並び、価値観というものはある、法理論があ
ると思いますけれども、一方でそうじゃないもの
もたまにはあるわけですね。

例えば、自動車事故なんかそうです。自動車
事故なんかだと、先ほどの大工さんの例も含め
て、普通は被害を受けた側が立証責任、私はこう
いう被害をこうしましたということがある意味
じゃ証明していかなければいけないのだけれど
も、自動車事故なんかの場合は、これは逆なん
です。立証責任の転嫁がここ起こっている、こ
ういう場合はドライバー、運転している側が、私
はもう全然責任がないということをしちつと証明
できないければドライバーの責任なんです。こ
ういう理論というのが日本の中には共存している
わけなんです。

それで、排出事業者の責任なんというのは、ま
さにこういう体系に変えていくべきだと私は思
うのです。最後の最後までよくよくの注意をし
た、埋立処分場も見つ、確認をした、中間処理も
ちゃんと確認をして、それでも起こってしまった
という場合は、これは事業者責任は問われない。
しかし、そうじゃない場合は問われる。私は、そ
ういうふうに、今回の改正を受けて、委託基準が
強化されて、マニフェストも導入されて、次なる
ステップとしてぜひ厚生省にはそういう研究をし
てもらって、さらなる、廃棄物に対する私たち
国民の間での受け入れ拒否というふうなものを引き
起こさないような法整備なりというものをし
ていってもらいたいと思うわけなんです。こ
ういった考え、今、自動車事故なんということ
で引き合いに出したわけでありまして、大臣、
ちよつと御感想と御意見をお聞かせいただけ
ればと思います。

○小泉國務大臣 将来は今御指摘のような方向に
持っていく方が望ましいと、私もそう思います。
○中田委員 大臣が望ましい、こう言っていた
だきましたので、厚生省内でもぜひこれは研究を

してくださいよ、局長。いいですか、お願いをし
て。

○小野(昭)政府委員 先ほど御答弁申し上げまし
たように、御指摘のような御意見もあることは私
どもも承知をいたしております。

それで、排出事業者責任のさらなる強化の一つ
の御提案ということであらうと思います。今後、
必要に応じてさらに検討したいと考えており
ますが、その際には、御指摘の点も十分頭の隅に
——頭の中に、失礼しました。隅ではございませ
ん。頭の真ん中に置いて考えてまいりたいと思
います。

○中田委員 いやいや、そうじゃなくて、頭の隅
に置いておいても困るわけですね。大臣は
望ましいと言ったのだから、それを受
けて厚生省内でやってくれますねと私は申し上げ
たのです。

○小野(昭)政府委員 他の法制面との関係でどう
かというふうな検討、あるいは、これは産業界の
協力も不可欠でございします。関係者の意見も十分
聞かなければなりません。ただ、大臣、一つの方
向をお示しになったわけでございますから、今後
の課題として私どもも十分検討してまいりたいと
思います。

それで、やはりこの中身ですね。これが周辺地域の生活環境にどういった影響を与えるのか、この情報がつちりと公開をされて、そして公告縦覧させるというのが今回の中身なんですけれども、先ほど委員が質問をされていたことにも関連するのであれば、今まではこの部分がある意味では手続がしっかり定まっていなかった、それによって、産業廃棄物場というものの設置に関しては、各都道府県の努力によってそれなりのルールというものを各都道府県で決められていたというのが現状だったと思います。県屋委員が触れていたように、要綱の中で住民の同意取りつけという行政指導が行われていた、そういう都道府県もあるわけですね。

私は、住民の同意取りつけというのが、例えば書面で、連名で、同意しましたというものがどういふものでなければいけないとか、あるいは最後の一人まで賛成しなければいけないとか、そういうことを言っていたら、これはいつまでたっても前へ進まないし、そんなことを求めるつもりはないのです。

ただ、精神的な部分として、やはり住民の同意というものは取りつけるにこしたことはないわけでありまして、根本論としては、産業廃棄物の処分場というものが自分の地域に来ることをウェルカム、歓迎するなんていう地域は、地域住民はいないと思うけれども、でも、そういう人たちが中身をチェックできて、そして、それに対してアレレギリを少なくして早く設置ができていく、こういう状況をつづていくことが、日本のさまざまな不法投棄というものを減らし、産業廃棄物場が不法投棄によつてますますつくれなくなるといふ悪循環を少しでも解消していく、そのいいサイクルに持っていくということなんだろうと思うのです。

そこで、この住民の同意取りつけなんというのは、これから先はできなくなるのかなと思うのですね。すなわち、今私が触れたような情報というものを公告縦覧で先に出さなければいけない、そ

うなりますと、住民の同意取りつけ、これは、逆に言えば、各都道府県ではこれから先はできなくなってしまうのですかね。そこを局長、お願いしたいと思っています。

○小野(昭)政府委員 今回の法改正におきましては、従前から御答弁申し上げておりますように、施設の設置手続につきまして、従来、法律で定められていなかったわけですが、それにつきまして、法律の中にその手続を明定したところでございます。

住民同意の関係でございますが、そういう意味から申しますと、住民の同意ということを経る必要がないというところになるわけですが、今回の一連の、公告縦覧それから関係住民あるいは関係市町村長の意見の聴取という手続等々によりまして、従来の住民同意が目指しておりましたようなことについては、改正法の仕組みで十分対処できると考えております。

なお、これは法律事項ではございませんけれども、実際の場面におきましては、施設の設置予定者が設置予定地域の住民に、同意という形ではなくて、いろいろ話し合いの場を持って、十分理解を得て申請にかかるというふうなことも現実には行われているという状況でございます。

○中田委員 現実には行われている。では、これから先も現実には行われることになるかもしれないけれども、逆に、こうやって手続が定まってしまうと、業者からすれば、そんなことをやっている、それは違法行為だという話になりかねないと思うのです。同意取りつけを持っていないという話になったら、業者からしたら、これは違法だ、そんなこと、法律上どこにも書いてないではないか、法律に書いてあるのは、公告縦覧させて、それに対して意見聴取するだけだろうと。そういうトラブルというのはこれから先ふえるのではないかなという危惧が、今改正で一番やばいなど私は思っているところなんです、そのトラブル、防げますか。

○小野(昭)政府委員 住民の同意の取りつけというのは、今回の法律事項の中に明定してございませぬ。しかしながら、先ほど申し上げましたように、申請がありながら、段階で、申請書の書類それから生活環境影響調査の結果等につきまして公告縦覧をし、御意見を寄せていただく、それに対して科学的な審査の手続を経て設置していくという手続を明定いたしておりますので、これも、ふえるかふえないかというものは、現在の時点で予測をすることはちょっと不可能かと思いますが、十分に住民の皆さんの御理解を得ながら進めていけるものというふうに考えております。

○中田委員 私は、トラブルがふえるのじゃないかと一方で危惧をしていると同時に、今局長がおっしゃられたことは違うと思うのです。住民の理解を今回の手続の中で得られるようになるだろう。こまじうふうにおっしゃったわけですね。しかし、私はそうじゃないと思うのです。

これは、一回、その生活環境影響調査書を公告縦覧させます。そうすると、「都道府県知事は、『関係市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならないものとする』とともに、当該施設の設置に利害関係を有する者は、縦覧期間満了後二週間以内に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる」と。これは、要綱を読んだのですけれども、こう書いてあるわけですね。「意見書を提出することができ」というところまでは書いてあるのです。しかし、ここから先が全然書いていない。

すなわち、意見書を出したらこれはどうなるのですか。設置しようとする者はそれに対する答えをせよとも何せよとも法改正の中で実は全然盛り込まれていないというところは、下手をしたら意見の言いっ放し、意見は聞きませんでしたということだけになりかねない。これは法律上、今回の改正の一つの不備じゃないかなと思っているのです。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきましては、許可要件といたしまして、施設の構造や維持

管理が周辺地域の生活環境保全に適正に配慮されているというところを定めることといたしまして、都道府県知事においてこの許可要件への適合性を適切に審査いたしますために、生活環境保全の見地からの関係住民の意見を聴取することといたしております。

したがって、住民の意見聴取につきましては、単に聞くというだけのものではなくて、許可審査におきまして生活環境保全への適正な配慮がなされているかどうかを判断いたします上で重要な判断材料となるものでございまして、中立的専門的な立場からの専門家の意見を踏まえ、上で都道府県知事が判断することといたしております。

○中田委員 各地方自治体などで既に決められているアセスメントなどでは、住民側がそれに対して質問なり意見を言った際には、今度は逆に、それに返答しなければいけないというふうなきちつとしたルールが確立をされていまして、法規上からも、そのキャッチボールが、やりとりができるようになっていくのです。

ところが、今回の場合は、今局長から御答弁をいただいたのは、住民側から意見を出したら、決してそれを聞いただけに終わらせないで、それを中立的に判断して都道府県が許可を出すか出さないかという話ですね。しかし、都道府県が出すか出さないか、そこまでの間のやりとりというものがルールとしてしっかり明確にない。

では逆に、住民の意見というものが出てきた際に、都道府県がそれに対してきちつと今度は中立的に、ただ最後の判断だけこう決まりましたということとばかりで、住民の意見が正しいとか正しくないとか、それは非常に重要だとかいうことを途中で判断することになるのですか。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきまして

は、施設の設定手続といたしまして、施設設置者に対しまして生活環境影響調査の実施を求めますとともに、意見聴取をして、これらにつきまして専門家の意見も踏まえたと上で施設設置の許可に適切に反映させることとしておりますが、この法律に基づきます設置手続の実施に当たりましては、専門家の意見の聴取の方法、住民に対する説明などの制度の具体的な運用につきましては各都道府県の判断にゆだねられるものと考えておりますが、厚生省といたしましては、今回の改正の趣旨に沿った適切な運用が図られますよう、都道府県を適切に指導してまいりたいと考えております。

○中田委員 私、これは本来、その手続というものをここで定めるのだとしたら、下手したら意見の聞き放しで終わってしまつて許可が出る、十分にそれは判断をしたけれども、中立的に意見を分析してみたいけれども許可を出しますとか何とかという話になるということが出てきてしまつたりすると、やはりますます産廃処分場の受け入れをしていく地域というものは少なくなっていくかもしれない。そして、先ほど林屋委員も言つていたように、住民の同意取りつけみたいなののが逆にこれは違法行為だという話になつてくると、あちこちでトラブルがふえるのじゃないのかなという気がしているということを先ほど指摘させていただいたわけでありました。

この「意見書」を提出することができるとする、この後について、ひとつ厚生省でいま一度その後のことを検討して、地方自治体とも相談をして、手続をせつかく定めたのだから中途半端にならないようにお願いをしておきたいというふうには私は思います。

それから、もう一つお伺いをしたいのは、処理施設の維持管理データの閲覧制度ということについて、次に移らせていただきます。

これはまず閲覧の対象者なんですけれども、施設の「維持管理」に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」というふうにその対象を書いてある

わけでありませうけれども、これは相当広範に理解をしてよろしいのでしょうか。言わんとしていること、意味、おわかりだと思ひますので、御答弁をいただければと思います。

○小野(昭)政府委員 維持管理データを閲覧できる者につきましては、処理施設の維持管理に伴ひまして生活環境に変化が及びまして、それにより影響を受ける者というふうな考えておりまして、具体的には、施設の周辺地域に居住している方々、あるいはその下流域で事業を営んでおられる方々等を想定しております。比較的広目といひますが、広く考えているところでございひます。

○中田委員 そのとおりでありまして、私が言わんとしたのもそこです。川が流れていて、上流の方に処分場をつくつた、下の方で取水しているというふうなケースの場合、下流の地域住民がこの維持管理データを閲覧させろということとは可能なのかということの確認をしたわけですが、可能だということ、御答弁を今いただいたのだと思ひます。

それで、この閲覧ということなんですけれども、今、情報公開というものが、地方レベルでいろいろ言われている中において、情報公開といつた場合の閲覧というのは、ただ見せまうといふことじゃないですね。一般的に、情報公開における閲覧という言葉を使った場合には、それは複写をできる、コピーをとつたりメモをとつたりすることができるといふふうな考えられるわけなんです。

ちよつとこれは細かい質問になりますけれども、この閲覧をするという際には、維持管理データを、例えばその事業所が善意でコピーしてくれかどうかは別でだけれども、例えばハンディーコピーを持ち込んだとか、カメラで写真を撮るとかいうことは、それは可能なんじゃないか。そうじゃないと、この種の場合、データをその場で覚えなさいといつたって無理だし、メモをとつていっても、それを後で研究所に持ち込んだりしてデータの解析が必要になつてくるわけなんです。

よ。何がどれだけ含まれているのか、その解析といふものを、BODが、CODがどれだけ含まれているのか、そして、そのほかのさまざまな物質一つ一つをチェックしたりということもやつて初めて、ああこれは大丈夫だと安心できるわけであつて、見せただけじゃ困るし、メモをとれといつたつて、そんなもの鉛筆で一つ一つとるのじゃなくて、複写したりカメラで撮つていふたりという、きちつとした情報公開をやるようにすることが安心感につながる、こう思ふわけなんです。これは大丈夫でしょうか。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきましては、最終処分場等の施設の維持管理に関しまして、その透明性の向上を図りますために、維持管理のデータの閲覧の規定を設けたところでございひます。

閲覧の具体的な方法につきましては、今御指摘の点も含めましてさまざまな方法が考えられるわけですが、これに関しましては、その具体的な方法、どのような方法をとるべきかという点につきましては、関係者の御意見もありまして、それから関連する他法がございひます。そういうものの運用状況も踏まえまして検討をしてまいりたいと考えております。

○中田委員 検討するのはもちろん検討してもらふのでだけれども、これは仮に、複写したりカメラで撮つていふやいけないうのだと、何のために公開しているのだ。こんなもの、数字がずらつと並んでいて、局長がどんなに頭がよくたつて覚えられませんか。私は、局長だつて無理だと思ひます。

それで、やはり地域住民の人たちがそのデータを持ち帰つてということぐらいはできるようにしなければ、これは閲覧をさせている意味がないと思ひますので、ぜひそのことは、当たり前のことだと思ひますので、きちつとお含みおきをお願いいたします。その検討の結果を出していただきたいといふことの注文をつけさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○小野(昭)政府委員 維持管理のデータの閲覧といひますのは、先ほど申しましたように、処理施設の透明性の向上ということを図るために設けたものでございひますので、その法の目的が達せられますような方法でどういふ方法がいいかということとは、十分検討させていただきたいと思ひます。

○中田委員 排出事業者責任とかマニフェストとかやつていて、私はすっかり忘れていたのですけれども、建設省に来てもらつてゐるのです。すつかり忘れていましたけれども、建設省に来ていただいているわけでありまして、せつかくの機会でありまして、建設省にお伺いをしたいといふふうに思ひます。

時間もありませんので、速やかにお聞きをしていければと思うのですが……(発言する者あり)いやいや、忘れる前に、これは重要だと思つたのです。厚生省にとつては、建設省の覚悟といふものを確かめておくのは今後非常に重要だと私は思つたのです。建設省が深くかわつてゐる、省としても参加をしている建設リサイクル推進懇談会が、この間、こういう報告をまとめている。

その中で、もう時間がないのではしりませんが、「排出事業者責任の徹底」という項目の中で、マニフェストの積極的な導入を図ると共に排出事業者は自らの廃棄物が廃棄物処理業者により適正に処理されたかどうかを現場写真等により確認することとし、あわせて建設業界として、自らの適正処理を監視する体制の整備について検討を進める。

現場写真まで撮るといふ、こういうことは、私は業界としては極めて前向きな取り組みだと思つて大変評価をしたい。

それから、「公共工事発注者の責務の徹底」というところにおいては、「公共工事における排出事業者責任は、本来的には公共工事発注者にあるとの認識に立ち、地方公共団体においても、建設省直轄工事と同様に条件明示等により請負者に「廃棄物処理計画の作成と実施結果の報告を義務づけ」、これも「写真、図面等による」と書いて

であるわけですが、「その結果の確認等を行う」というように書いてあるわけであります。

産廃の不法投棄のうちの九割は建設関係の産廃なんです。ましてや投棄者が不明の場合のたしか九六%かな、これが建設関係なんです。ということと考えると、これは今後この産業廃棄物を取り巻くものを前に進めていく上で、今回の法改正を受けて建設省がこれだけの決意をしているというのには、私は非常に重要だと思っております。

今出てきたその報告の結果、建設省としてはこれに積極的に取り組んでいく決意を、私は、このごみ、廃棄物を扱う厚生委員会の中で、厚生省に、しっかりと我々はやりますよということをおっしゃってほしい。そのために建設省にわざわざお越しいただいたのです。建設委員会ですと、これはなかなか厚生省の人は聞けないので、厚生委員会の中で建設省の方に、我々は業界としてちゃんと取り組むということをおっしゃっていただくと、私は、今後、廃棄物行政、何せ九割でしたからね、九割が建設廃材、かつ投棄者が不明、判明しない場合の九割六分が建設関係なんですから、おおよそその明言、覚悟をお願いしたいと思っております。

○中山説明員 たいま御指摘がございましたように、建設廃棄物が非常に多く不法投棄されているというふうな事実につきましては、建設省としても、かねてから重く受けとめているところであります。

平成五年以来、推進要綱を発しまして、その排出の抑制、リサイクルの推進、適正処理の徹底というふうなことを進めてまいりましたが、今御説明ありましたように、昨年は建設業界、学識経験者、行政、三者から成ります懇談会で、先生おっしゃいましたような、かなり思い切ったことを御提言いただきました。建設省としてもこれを徹底していきたいということでございます。

マニフェストにつきましては、法改正の以前の状態で、処理量の大体五割くらいをカバーしておりますが、今度、法改正になりますとこれですべてになるわけですが、業界としてもこれを徹底していこうというふうなことを既に決意しているところであります。

そのほか、発注者として処理費用を積算で見ると、御指摘ありましたように、建設省の直轄事業ではこれはすべて見ております。また、リサイクルを推進するように、四十キロメートル以内、出くるものについては積極的に工事現場でリサイクル材を使うようにというふうなことも徹底しております。

今後は、他の発注機関や自治体へ徹底していくようお勧めいたしますが、勧奨していただくようお願いをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○中田委員 もう時間が過ぎましたので、質問は以上とさせていただきます。

最後に、廃棄物行政、建設省も今覚悟をしてくれましたわけでありまして、大臣初め厚生省の皆さんにぜひお願いをしたいのは、先ほど局長の御答弁の中でも、業界の意見も聞いて、産業界の意見も聞いてというのにはあつたけれども、私は、産業界にハードルをより高く設定を、やはり一歩前へ一歩前へ厚生行政というものが進めていかなければいけない、こう思います。

例えば自動車の排ガス規制なんかはそうだったわけけれども、あれは決して自動車メーカーが望んで排ガス規制を厳しくしたわけじゃないわけですね。排ガス規制を厳しくすることによって自動車業界の技術が後でついてきて、今、日本は世界一の排出規制の国になって、世界に堂々たる自動車の品質というふうになっているわけでありまして、そういう意味では、業界の意見の声を聞くのも大事かもしれないけれども、一歩前へ、もう一つ高いハードルをというぐあいに行政側が、そして私たち立法府にいる者がハードルを設定していくということが重要だと思います。

そして、本当に最後にしますけれども、本改正というものが一歩も二歩も前進であるということ

は先ほども申し上げたとおりである一方で、根本的には廃棄物をいかに減らしていくのかということとが廃棄物行政にとって一番重要なことだと思っておりますので、その旨が若干、私は、今回の改正に対しては、対症療法的になっているさまざまな改正であるということ、そうではなくて、根本は減らすのだというところがよりインセンティブが働くような改正というものに、次回またやる機会、あるいはさまざまな省令、政令という中でお願いしたいということとを注文をつけさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

ところが、私は岐阜県の問題を取り上げたいのですが、岐阜県は、一年間にわたって種々検討を行っていたら、この通知を関係市町村には一年間も通知しなかったのです。そして、その上、周知期間だといってさらに一年間棚上げをいたしました。この期間に許可申請の届け出を七件、どさくさに紛れていいますか、どういふ形になるのかわかりませんが、七件受け付けている。この七件のうちに、今問題になっております御嵩町の問題が入っているわけですね。結局、二年間も放置されていたわけですね。環境庁は、こういう措置が適切で妥当なものと考えていますか。

○町村委員長 瀬古由起子さん。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。きょうは短時間の質問でございますので、簡潔にお答えをお願いいたします。

きょうは環境庁においていたしております。環境庁は、一九九四年の四月一日付で、産業廃棄物、一般廃棄物を処理するための施設については、国立・国定公園の風致に著しい影響を与えるもので、基本的には設置を認めない、こういう旨の厳しい通知を出しております。環境庁は、この通知どおり、今後とも、国立・国定公園内の産業廃棄物処理施設の設置は基本的には認めないという立場で臨んでいく、指導していくということでしょう。か、お聞きいたします。

ただ、お尋ねの岐阜県の場合でございますが、経過措置として二年間という具体的な経過措置を設けたと聞いておりますが、このことにつきましては、岐阜県当局が判断したものでございまして、私も環境庁として関与したものではありません。

○鹿野説明員 御指摘の通知は、機関委任事務であります国定公園の許可事務を担当しております都道府県知事に対して、国定公園内の産業廃棄物処理場の取り扱いについて、平成六年四月一日付で通知したものでございます。

○瀬古委員 この当時、御嵩町では、この環境庁の通知が来る前から、国定公園に指定されているこの地域で環境保全が望まれる、だから産業廃棄物処理施設の立地は不適切だと町は判断して、町議会では特別委員会もつくっていたという経過があるわけですね。そういう事態にあるにもかかわらず、二年間も放置をしていたという大変重大な問題が、今回、御嵩町の産業廃棄物処理場をめぐる大変重要な問題に、こういうことから端を発しているということも言えると思うのです。

では、角度を変えて聞きたいと思うのですけれども、

では、角度を変えて聞きたいと思うのですけれども、

では、角度を変えて聞きたいと思うのですけれども、

では、角度を変えて聞きたいと思うのですけれども、

ども、産業廃棄物は扱いを一步間違えますと周辺の生活環境保全に重大な影響を与えることになりす。特に、処理業者には環境を守る専門業者として高いモラルと技術力というのが求められて、その真剣な努力もなされている、そういう業者もたくさんございます。しかし、同時に、残念ですけれども、一部には悪質な業者の例もあると言われています。

御嵩町の産業廃棄物の処分場というのはもともと和和工業というところがやっていた事業になるわけですが、この企業について少し調べてみますと、一九八七年に五億一千七百九万円の脱税をやっている。有罪判決が確定しているわけですが、このときの法人税法違反では、全国二番目のリストに載っておりまして、それで、これ有罪判決が確定して深く反省したかといいますが、八九年から九四年までに、九〇年を除いて、五年間で五億五千万円の申告漏れを指摘されて、重加算税を含めて修正申告をしているわけですね。

現在の廃掃法の現行法でも、業として許可をしてはならない項目の中に、「その業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」、こういうふうに掲げられているわけですね。

こうした脱税、それも大変重要な脱税を犯した企業についてはこうした項目に該当する可能性があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 個別の事例につきましてはお答えを差し控えていただきたいと思います。一般的には、法第七條第三項第四号ホの規定は、一般的には、過去において繰り返し業の許可の取り消しを受けているなど、業者の資質や社会的信用の面から適切な業務運営がなされず、適正な廃棄物処理が期待できないことが明らかなる者に対して適用することといたしております。

御質問に關連する脱税につきましても、当該脱税行為の悪質性や反社会性等の個別の事案を十分に勘案いたしまして、本条項の適用の可否を判断

すべきものと考えております。

○瀬古委員 大変重要な脱税行為という問題についても、当然、私はこの御嵩町の場合でも検討されるべきだというふうに思うのです。

さらにお聞きいたしますと、この和和工業は、実は玄洋社関西本部という政治団体に九一年十月三十日に四百万の資金を貸し付けている、このように収支報告の中で記載されているわけですね。そして、この玄洋社関西本部は、九四年四月から十一月にかけて、毎月五十万の手形決済でこのお金を返済しております。これも収支報告書の中に掲載されている。この両者は一定のお金の貸し借りをやっていると、こういう関係がある、一定の特別な関係があるというふうにこのことから見られるわけですね。

実は、玄洋社の関西本部というのはどういう団体か、これは産経新聞が昭和五十四年七月二十六日付夕刊大阪版に報道しています。この政治団体は、山口組系の暴力団幹部が右翼団体を結成、会費三万円を披露パーティを計画し、二千社に案内状を送りつけた。府警では右翼団体の名を借りて新たな暴力団の資金源づくりに乗り出した疑いがきわめて強いと判断。各企業に対し、パーティ参加を見合わせるよう呼びかけるとともに、この団体の監視を強めている。と報道されております。

今回の改正に処理業の許可の欠格要件として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した者などを追加いたしました。私は、この趣旨というのは大変大事だと思つていて、この趣旨からいいますと、本来、こうした疑惑が報道される団体と特別な関係にある可能性があるという業者の許可に当たっては、厳密な調査が必要ではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 議員御指摘の暴力団とのつながり等の報道につきましては、先般の御嵩町長襲撃事件に關連して報道されたものというふうに理解をしております。この事件は、現在、岐阜県

警において捜査中でございまして、報道の事実關係を含めまして、警察の捜査の結果を踏まえて対処していくべきものと考えております。

○瀬古委員 これは襲撃事件に關連して報道されたわけじゃないのです。別に全く違う問題として、暴力団が右翼をつくつて、こういう政治団体ををつくつて、やつたという、これは新聞の記事がございまして、こういう報道がされているわけですね。

特に、今回、厚生省が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した者、改めてこういう規定をつくられたわけですね。この趣旨に沿いますと、ここがどういふ関係があるかというのはいまだにまだ調べないかわからないかもしれませんが、少なくとも、業者の認可に当たってはこういう問題についてはよく慎重に検討する。この問題について、町から、どういふ検討をしたのかというところまで今問題になっているわけですね。これは厚生省としても問題になると思います。か、検討事項に当たるといふことではないでしょうかとお聞きしているのですが、いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 業者の資質や社会的信用の面から適切な業務の運営がなされず、適正な廃棄物処理が期待できないことが明らかなる者につきましては、法第七條第三項第四号ホの「その業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」ということといたしまして、欠格要件に該当することとなると思つたのですが、いずれにしましても、個別の事案に依りまして判断をしていく必要があるものと考えております。

○瀬古委員 その場合、今回の暴力団関係者、こういう問題についての規定をわざわざ設けられたというのはいさぐさの背景があるわけでしょう。そうすると、その趣旨を踏まえて検討しなければならぬという問題があるとは思いませんか。

○小泉國務大臣 暴力団関係者あるいは悪質な人

がこのような業務に携わらないようなために欠格要件を設けているわけですから、そのような法の趣旨にのっとって注意深い配慮が必要ではないかと思ひます。

○瀬古委員 この御嵩町では、二十二日に、町の条例に基づきまして、全国で初めて産業廃棄物の処分場についての住民投票が予定されています。全国的にも大変注目されています。先ほど議論の中で、住民の声をどう聞いていくかというものが、今回の改正でもまだ不十分な面があります。が、一歩前進だと私たちも大変評価しているわけですね。そういう場合に、御嵩町の町民は、自分たちの町は自分たちで意思を決めたいのだということ、今回、投票が行われて、その準備が行われているわけですね。

この結果はどういう形になるかわかりませんが、少なくとも、産業廃棄物処分場の建設に当たって、この結果はやはり尊重されるべきではないか。先ほど、今回の改正の趣旨に沿って本当に住民の声をきちんと反映されるような指導の問題を言われていたが、今回の住民投票の結果についても、その立場から尊重されるべき内容があると思ひますけれども、いかがでしょうか。

○小泉國務大臣 その施設を設置する際には、地域の住民が一帯環境に關心を持っていて、地域の住民が御嵩町に關しては近く住民投票が行われるというのを聞いておられますし、県におきましても、地域住民の理解と協力を得ないとこのような施設を設置するのは大変難しい。

よく地域住民、県当局、相協力して、住民の理解を得られるような、そして円満な解決が図られるようになるように私も期待しております。地方の議会、町の議会、市の議会あるいは県の議会、あるわけでありまして、地方分権の趣旨からいっても、地域住民なり議員なりが自主性を発揮されまして解決されることを強く望みたいと思ひます。

○瀬古委員 投票の結果については尊重すべきものと考えてどうか、その点はいかがですか。

○小泉國務大臣 投票の結果を、当然、市なり町なり県当局は尊重されると思ひます。

○瀬古委員 結構です。ありがとうございしました。

実は、この問題をめぐって、皆さんも御存じのように、県と町との間ではいろいろなトラブルが起きております。この御嵩町の問題は、国会でも質疑の中で取り上げられておりまして、重要な問題となっております。

そこで、私はぜひ、町長や関係者の事情を聞くとか、委員会としても、この地域の現地視察も含めて委員長に御検討いただけたらありがたいと思ひます。うのですけれども、いかがでしょうか。

○町村委員長 理事会でよく協議をいたします。

○瀬古委員 どうもありがとうございました。終わります。

○町村委員長 中川智子さん。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子でございます。

十分しかありませんので、急いで質問させていただきます。最初、RDF施設のことに関して質問をさせていただきます。

固形燃料化施設が今後ふえていく方向にあると思うのですけれども、RDF施設についての厚生省の今後のことをお伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 ごみのいわゆる減量化あるいはその適正処理、さらにはダイオキシン対策というふうなことを考えますと、すべての施設がそうだとすることはございせんが、RDFに關しては、その施設整備を図ることは重要と考へております。

ただ、一点御理解を賜りたいのは、RDFの安定的な受け入れ先がなければいけない、それから、受け入れた先の環境対策が十分でなければいけない等々がございまして、施設だけをつくっても意味がない。その受け入れる先が要するという意味では、システムという性格も持つておりますので、そういう点には十分留意しなければならな

いと考へております。

○中川(智)委員 安易につくっていくられるのじゃないかという住民の不安がこの間ございまして、さまざまな話し合いの中でも、やはりこのRDF施設の設置に關しては、今後、住民の合意とかがこの新しい法律の中でしっかり守られて、意見をしっかりと聞きながら慎重につくっていくてくれるのかという不安がございしますが、そこに対しての厚生省のはつきりした御見解を伺いたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 ごみの固形燃料化施設につきましては、廃棄物処理法上、ごみ処理施設として、その設置に際しましては都道府県知事の許可に、施設の構造基準あるいは維持管理基準が適用されておりますので、そのごみ固形燃料化施設によりまして生活環境保全上支障が生ずることはな

いというふうな考へております。

○中川(智)委員 これはやはり、また同じような問題が繰り返されることのないように、厚生省のことを思つてみんな心配しているわけがござい

ますので、よろしくお願いいたします。

それと、私、熊本で暮らしていたときに地下水を飲んでいたので、市民はみんな、地下水でした。阿蘇の本場にすくおしいお水だったのですけれども、あの地下水がだんだん危ないというふうになつてきて、今、地下水を飲むことが健康に對してどうなのかというふうな話も、懸念もかなりあるのです。

その一つ、不法投棄とこれは直接絡まないのですけれども、例えば、きのうもちょっと友人と會つていて、利水関係の話をしていたのですけれども、個人とか会社の土地がありまして、そのところを家や建物を建てるか事業所を建てるか、穴をいっぱい掘つて、そこにたくさんごみを、大量に産業廃棄物を埋めて、その上に家を建ててしまふ、そういうふうになりましたら、規制の方法というの、そういう場合はどうするの

か。また、かなり広い土地でしたらかなりの産業廃棄物がそこに埋められるわけで、そこから地下水汚染とか川への影響、さまざま考えられるのです。が、こういう個人の家で、家を建てる前に穴を掘つて埋めるといふところの罰則などはあるのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 個人の所有する土地に、今先生御指摘のように、穴を掘つて埋めるといふのは、施設の許可の基準には該当いたしません。が、処理基準は適用されますので、適正な処理がされないといふ法令の違反も生ずるといふこととござい

ます。

○中川(智)委員 それじゃ、ちょっと踏み込んで質問したいのですけれども、そういうことで、これは明らかに不法投棄に該当するといふ例などはございませうか。かつてそういうことがあったかどうか、わからないですか。

○小野(昭)政府委員 いわゆる許可対象規模未満のいわゆるミニ処分場におきましては、悪臭とか汚水の発生等、周辺環境への支障が生じた例は見られます。このことがやはり住民の産業廃棄物処理施設に對する不信感を招いているのではないかと考へております。

○中川(智)委員 ちょっと怪しげな人がそういうふうになんか穴でも掘つていたら、やはり見に行くようなことというのはできないのでしょうか。かなり地下水の汚染が、そのような産業廃棄物によって水が汚れていっている、そして、個人とか事業者が大量にそういうふうな手段を今後使っていくということが考えられるのですが、そういうことに對しての厚生省の今後の姿勢のようなのを少し伺いたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 どういう個別事例があるか、私は今承知をいたしておりませんが、法の適用に關連いたしましては、先ほど御答弁を申し上げたとおりでございます。

したがしまして、御指摘のように、ちょっと不安がある、あるいは危ないのではないかとこのとで懸念があるといふようなケースがあれば、所管する保健所でありまうとか、それから都道府県

のごみ処理の關係の担当のところへ御相談に上がつてはどうかというふうな思ひます。

○中川(智)委員 それでは、最後に、質問させていただきますが、現行法で許可を受けた処分場に今後搬入される産業廃棄物については改正法と同じ扱いになるのかどうか。今まで千八百幾つの処理施設があつて、そして今度、法改正で新しくスタートするわけですが、今までのものに対しての取り扱いはどうなるのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 今回の産業廃棄物処理施設の各種の基準の強化に關しましては、既存の施設につきましても、一定の猶予期間を置いた上で、適用可能なものはできるだけ新基準を適用する方向で検討を進めていこうと考へております。

なお、設置手続につきましても、既存施設でも、当該施設が法施行後に変更の許可を受けようとする場合には新たな手続にのつとめるということになります。

○中川(智)委員 可能な限りというところをもう少し具体的にお願いします。

○小野(昭)政府委員 具体的な基準、それから、どういふものをどう適用するかということにつきましては、現在、生活環境審議会の専門委員会に御検討いただいておりますので、その結果を踏まえて対処してまいりたいと考へております。

○中川(智)委員 やはり一定の経過期間を置いて、今回のせつかつの法案ですので、それに沿つた内容に順次切りかえていくことがとても大事ではないか。法律が新しくできましても、今までどおり、処分場はそのままでも何も変わらないじゃないか。という失望感を招いてはもつたないかと非常に思ひますので、そちらあたりをきつちりと充実させていくように要望して、終わります。

ありがとうございました。

○町村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○町村委員長 これより討論に入るのであります。

が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入りま

る。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○町村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○町村委員長 この際、本案に対し、津島雄二君外六名から、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合並びに21世紀の六派及び土肥隆一君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。津島雄二君。

○津島委員 私は、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合、21世紀及び土肥隆一君を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

〔案〕
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 循環型経済社会の実現に向けて、廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を含めた、製造業者、排出事業者、行政、住民がそれぞれ責任を持ち一体となった総合的な廃棄物対策を一層充実すること。

二 産業廃棄物の適正処理に係る排出事業者責任の一層の強化について委託基準の強化を含め検討すること。また、マニフェスト制度については電子化のメトリットの周知徹底等により電子化の推進を図り、産業廃棄物の流れに即した実態の把握に一層努めるとともに、情報処理センターの活用等情報提供の在り方につ

いて検討を行い、同制度の実効があがるよう都道府県間の連携を強めるなど適切な対応方策を講ずること。

三 廃棄物の適正な処理の確保には、製品の製造段階等における有害物質の混入防止を図ることも重要な観点に立ち、廃棄物として処理されることに対応した情報提供義務の強化等安全と環境保全対策を推進すること。また、廃棄物の有害性に対する知見を深め、ミ

ニ処分場、焼却施設の掘きりの問題の解決や安定型処分場の見直し等基準の抜本的強化を図るとともに、処分場等処理施設の管理、監督を十分指導し、周辺住民に対しては情報の閲覧制度の徹底を図ること。

四 産業廃棄物の処理に当たってはできる限りその排出地域に近いところで処理できるように施設の整備が図られることが重要であること

を踏まえ、特に処分場が不足している大都市圏において地域内処理の推進を図るとともに、各都道府県の廃棄物処理センターの指定の促進を図ること。

五 産業廃棄物の不法投棄防止、早期発見・早期対応の実効を確保することは、現状回復への都道府県等の財政負担の軽減に資するとい

う観点からも、国、都道府県、都道府県相互の連携の強化、警察等関係部局との連携の強化、都道府県の執行体制の強化・充実を図ること。また、投棄者不明等の不法投棄の現状回復が迅速かつ適切に実施されるよう、産業廃棄物適正処理推進センターの円滑な運用のため国としても必要な支援を行うなど、施策の充実に努めること。

六 不法投棄の全体量に占める建設系廃棄物の割合が高いことにかんがみ、公共工事発注者は、廃棄物の処理・処分の方法等を指定し、処理コストを適正に反映した発注に一層努めること。また、建設業者に対し、指定した処理・処分の方法等を遵守するよう指導の徹底を図ること。

七 ダイオキシン類による人の健康や食品の影響を軽減する観点から、その実態を調査、公表するとともに、法的規制を含めた抜本的な排出抑制方策を早急に実施すること。また、主な排出源となつてゐる廃棄物焼却施設の改善を速やかに行うこと。さらに施設の改善に当たっては、国庫補助等に特段の配慮をする

こと。

八 産業廃棄物の処理施設の設置に際して、生活環境影響調査の確実な実施と意見聴取制度の徹底、施設の維持管理状況の記録・閲覧制度の活用等を通じ、広く周辺住民の理解を得て施設設置をめぐる紛争の未然防止に努めること。また、水道水源地域における最終処分場等の廃棄物処理施設の在り方については、飲料水の安全性を確保する観点から、必要な措置について検討し、適切な措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○町村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○町村委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、小泉厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉厚生大臣。

○小泉國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重して努力いたします。

〔報告書は附録に掲載〕

○町村委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、精神保健福祉士法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

精神保健福祉士法案
〔本号末尾に掲載〕

○小泉國務大臣 ただいま議題となりました精神保健福祉士法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の精神障害者の現状につきましては、諸外国と比べ入院して医療を受けている者の割合が高く、また、入院して医療を受けている期間が著しく長期にわたること等が指摘されており、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る上で、その社会復帰を促進することが喫緊の課題となっております。

常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいうこととしております。

第二に、精神保健福祉士の登録は、大学において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者等であつて、精神保健福祉士試験に合格した者について行うこととしております。

第三に、精神保健福祉士試験の実施に関する事務及び精神保健福祉士の登録に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができることとしております。

第四に、精神保健福祉士は、その信用を傷つけるような行為をしてはならないこととするともに、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこととしております。

第五に、精神保健福祉士は、医師その他の医療関係者との連携を保つとともに、精神障害者に主治医があるときは、その指導を受けなければならないこととしております。

第六に、精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならないこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、平成十年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○町村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

精神保健福祉士法案

精神保健福祉士法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 試験(第四条―第二十七条)

第三章 登録(第二十八条―第三十八条)

第四章 義務等(第三十九条―第四十三条)

第五章 罰則(第四十四条―第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用して、若者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第二章 試験

(資格)

第四条 精神保健福祉士試験(以下「試験」という。)に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有する。

(試験)

第五条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第六条 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

(受験資格)

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。)において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者

二 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校(以下「職業能力開発大学校」という。)

又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。)において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校(以下「職業能力開発大学校」という。)

科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

十 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

十一 社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

(試験の無効等)
第八条 厚生大臣は、試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができる。きないものとする。ことができる。

(受験手数料)
第九条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)
第十条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に關する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に關する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員の選任及び解任)
第十一条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第十三條第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)
第十二條 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)
第十三條 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(精神保健福祉士試験委員)
第十四條 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、精神保健福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務については、精神保健福祉士試験委員(以下この章において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に變更があつたときも、同様とする。

4 第十一條第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(規定の適用等)
第十五條 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八條第一項及び第九條第一項の規定の適用については、第八條第一項中「厚生大臣」とあり、及び第九條第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替へて適用する第九條第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)
第十六條 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)
第十七條 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に關する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)
第十八條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)
第十九條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験

第一類第七号 厚生委員会議録第三十三号 平成九年六月六日

機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十一条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 厚生大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

三 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十三条 第十条第一項、第十一条第一項、第

十二条第一項、第十三条第一項又は第二十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第二十五条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二條第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があるとき、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十六条 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十一条の規定による許可をしたとき。

三 第二十二條の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(試験の細目等)

第二十七条 この章に規定するもののほか、試験、精神保健福祉士短期養成施設等、精神保健福祉士一般養成施設等、指定試験機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第二十八条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(精神保健福祉士登録簿)

第二十九条 精神保健福祉士登録簿は、厚生省に備える。

(精神保健福祉士登録証)

第三十条 厚生大臣は、精神保健福祉士の登録をしたときは、申請者に第二十八条に規定する事項を記載した精神保健福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条 厚生大臣は、精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 厚生大臣は、精神保健福祉士が第三十九条第四十条又は第四十一条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

ることができ。

(登録の消除)

第三十三条 厚生大臣は、精神保健福祉士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(変更登録等の手数料)

第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十五条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、精神保健福祉士の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行うとする者の申請により行う。

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生省」とあり、「厚生大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十四条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第三十七条 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで並びに第十六条から第二十六条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは、「登録事務」とし、「試験事務

規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項の申請」とあり、及び同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十五条第二項の申請」と、第十六条第一項中「職員（試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一條第二項（第十四條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「第十四條第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十六條第一号中「第十條第一項」とあるのは「第三十五條第一項」と読み替へるものとする。

（厚生省令への委任）

第三十八條 この章に規定するもののほか、精神保健福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 義務等

（信用失墜行為の禁止）

第三十九條 精神保健福祉士は、精神保健福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第四十條 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に關して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

（連携等）

第四十一條 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。

（名称の使用制限）

第四十二條 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。（経過措置）

第四十三條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に關する経過措置を含むことを定めることができる。

第五章 罰則

第四十四條 第四十條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十五條 第十六條第一項（第三十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第四十六條 第二十二條第二項（第三十七條において準用する場合を含む。）の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第四十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に處する。

一 第三十二條第二項の規定により精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、精神保健福祉士の名称を使用したもの

二 第四十二條の規定に違反した者

第四十八條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に處する。

一 第十七條（第三十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第十九條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

偽の報告をしたとき。

三 第二十條第一項（第三十七條において準用する場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十一條（第三十七條において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第七條第二号及び第三号の規定（学校、職業能力開発校等又は養成施設の指定に係る部分に限る。）、第二十七條の規定（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等に係る部分に限る。）並びに附則第七條の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（受験資格の特例）

第二條 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において相談援助を業として行っている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、平成十五年三月三十一日までは、第七條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、相談援助を五年以上業として行つた者

（名称の使用制限に關する経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に精神保健福祉士という名称を使用している者については、第四十二條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第五條 登録免許税法昭和四十二年法律第三十五條の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中七の五を七の六とし、七の四の次に次のように加える。

七の五 精神保健福祉士法（平成九年法律第十八條（登録）の精神保健福祉士の登録

（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律の一部改正）

第六條 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律平成九年法律第

第七條 第二号中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改める。

第七條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十の二 精神保健福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

第六條 第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二 精神保健福祉士の養成施設を指定

し、試験及び登録を行い、登録を取り消し、並びに名称の使用の停止を命ずること。

十二の三 精神保健福祉士法(平成九年法律第 号)の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

理由

近時の精神障害者の社会復帰をめぐる状況にかんがみ、精神障害者の社会復帰を促進するための相談及び援助の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、精神保健福祉士の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。